あいかわ子ども・子育てプラン（第２期）

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画（母子保健計画）
子どもの貧困対策推進計画

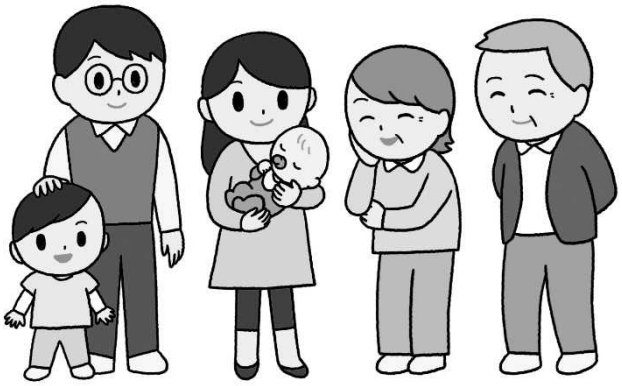

令和２年３月
愛川町

はじめに

わが国では、人口減少、少子高齢化の進行が止まらず、出生数、年少人口、生産年齢人口の減少と高齢人口の増加が続いています。こうした中、国は平成 29 年６月に「子育て安心プラン」を公表し、女性の就業率 80%にも対応できる保育の受け皿整備をすることとし、同年 12 月の「新しい経済パッケージ」では、幼児教育・保育の無償化、保育待機児童の解消などの政策を盛り込み、子育ての環境整備、子どもや子育て家庭への支援を展開してきました。一方、児童虐待の顕在化や子どもの貧困問題も大きな社会問題となっており、対策の強化に向け、国・自治体・関係機関が一体となった取り組みを進めています。

本町では、次世代を担う子どもの健やかな成長を願い、平成２７年に策定した「あいかわ子ども・子育てプラン（次世代育成支援行動計画・子ども・子育て支援事業計画）」に基づき、地域全体で子どもや子育て家庭への支援の取り組みを推進してまいりました。

このたび、第１期計画の計画期間が本年３月をもって満了することに伴い、第１期計画の基本理念として掲げた「子どもがみんなに愛され、健やかにたくましく成長できるまちづくり」を継承しつつ、子どもの貧困対策等の新たな課題を踏まえた「あいかわ子ども・子育てプラン　（第２期）」を策定いたしました。

この計画の推進にあたっては「子どものしあわせと夢」「家庭の安らぎと楽しい子育て」「地域社会のやさしさ」の３項目を基本的な視点として掲げ、町や住民、地域、企業、民間団体等、子どもにかかわるすべての方々が一丸となって、子ども・子育て家庭を応援する環境づくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力をいただきました「愛川町子ども・子育て会議」の委員皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました関係各位に心からお礼を申し上げます。

令和２年３月

愛川町長　小野澤　豊

目次

第１部　序論（計画策定の背景）
第１章　計画の概要 2
１　計画策定の趣旨 2
２　計画の性格と位置づけ 3
３　計画の対象 3
４　計画の期間 4
第２章　子どもたちを取り巻く現状と課題 5
１　愛川町の概況 5
２　子育て環境の現況 11
３　子育てに関するニーズ調査の概要 15
４　第１期計画の教育・保育施設等の確保実績 23
５　計画策定の課題 28
第２部　総論（計画の目標と基本方向）
第１章　計画の基本的な考え方 32
１　計画の基本理念 32
２　計画の基本的な視点 33
３　計画の基本目標 34
４　計画の体系 36
第３部　各論（基本計画）
第１章　施策の展開 38
１　子育てをみんなで支える地域をつくる 38
２　安心して子どもを生み育てられる環境をつくる 43
３　子どもがいきいきと成長できる環境をつくる 52
４　子育てと仕事を楽しく両立できる環境をつくる 57
５　子どもが安全に遊び活動できるまちをつくる 61
６　子どもが夢や希望を持って成長できる環境をつくる（子どもの貧困対策推進計画） 64
第２章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策（子ども・子育て支援事業計画） 68
１　教育・保育提供区域の設定 68
２　教育・保育の認定について 68
３　「量の見込み」等を算出する項目 68
４　人口推計について 69
５　教育・保育の量の見込みと確保の方策 70
６　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策 71
７　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 74
第４部　計画の推進
第１章　計画の推進体制 76
１　計画推進・進行管理体制の整備 76
２　関係機関相互の連携促進 76
資　料　編
１　あいかわ子ども・子育てプラン（第２期）策定経過 78
２　諮問書・答申書 79
３　子ども・子育て会議 81

第１部　序論（計画策定の背景）

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨

わが国では、平成 24 年８月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連３法」※が成立し、平成 27 年４月から幼児期の教育や保育、地域の子ども・子育て支援事業の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。しかしながら、依然として少子・高齢化が急速に進行しており、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等、社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、保護者の就労環境の多様化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の連鎖、訪日外国人の増加による多文化社会の到来等、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、さらに、ライフスタイルの多様化により、子どもとその家族におけるニーズもますます多様化・複雑化しています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、未来の社会を担う子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことが出来る社会の構築等が、国や地域をあげて取り組まなければならない重要課題となっています。

特に、待機児童の解消や子育てと仕事が両立できる環境の整備については、子ども・子育て支援制度の重要な課題として位置づけられており、国が平成 29 年６月に公表した「子育て安心プラン」では、令和４年度末までに女性の就業率 80%にも対応できる約 32 万人の保育の受け皿を整備するとしています。

本町では平成 17 年に策定した「次世代育成支援行動計画」を引き継ぎ、平成 27 年度から新たな計画として「あいかわ子ども・子育てプラン（次世代育成支援行動計画・子ども・子育て支援事業計画）」（以下「第１期計画」という。）を推進し、子どもがみんなに愛され、健やかにたくましく成長できるまちづくりを進めてきました。

このたび、第１期計画の計画期間が令和元年度で終了となることから、引き続き計画的に子育て施策を推進するため「あいかわ子ども・子育てプラン（第２期）（子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画・母子保健計画・子どもの貧困対策推進計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。

※子ども・子育て関連 3 法…「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

2　計画の性格と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけ、本町の子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。また、第１期計画と同様、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うための「母子保健計画」や、「次世代育成支援行動計画」を包含するとともに、新たに「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策推進計画」を加えた一体的な計画とします。

なお、計画の策定にあたっては、本町の上位計画である「第５次愛川町総合計画」をはじめ、関連計画との整合を図ります。

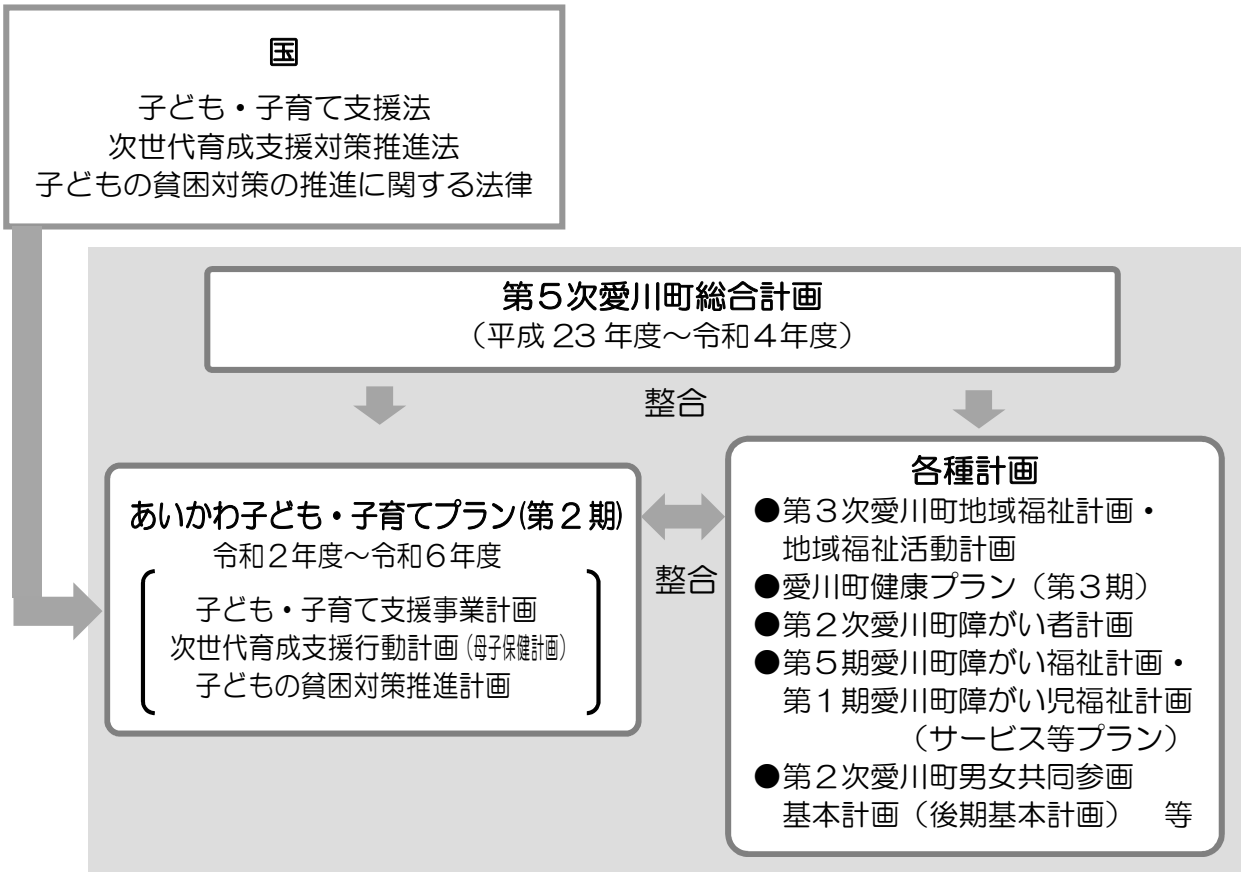

3　計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、概ね 18 歳までの子どもと、その家族を対象とします。それに加え、「子ども」に関わるすべての主体（町民、各種機関・団体、民間企業等）に働きかけを行うものです。

4　計画の期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５か年とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、本町の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

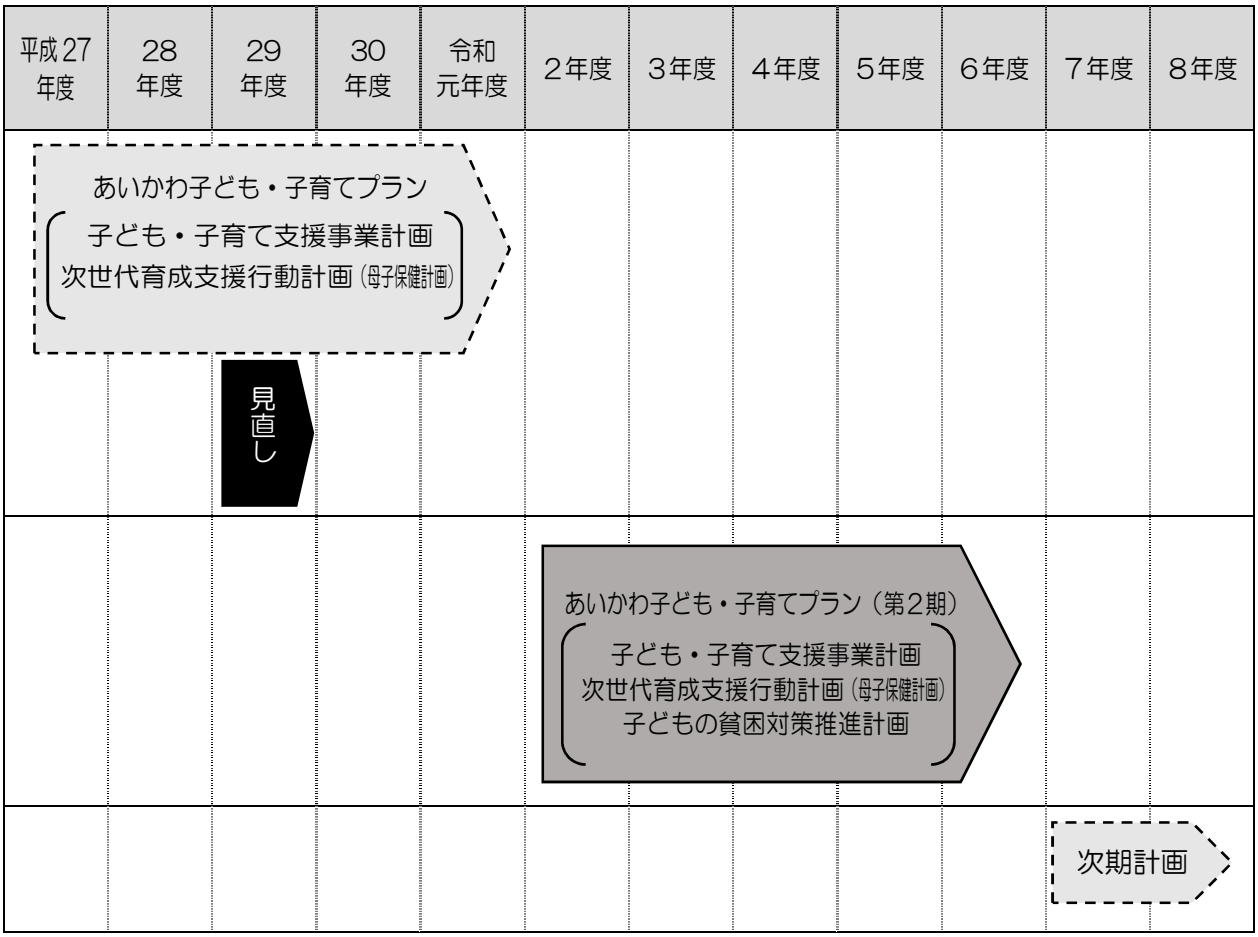

第２章　子どもたちを取り巻く現状と課題

１　愛川町の概況

（１）位置・地勢

～自然と調和した県央地域の多機能都市～

本町は、神奈川県の中央北部に位置し、総面積は 34.28 平方キロメートル、東と北は相模原市、南は厚木市、西は清川村と接しており、町の中央を清流・中津川が流れ、西部は緑豊かな丹沢山系に連なっています。

産業基盤としては、県内陸工業団地や県央愛川ハイテク研究所団地のほか、首都圏中央連絡自動車道への接続が容易であるため、優れた立地性を見込んだ大手運輸・物流業の進出が増え、製造及び物流の拠点として着実な歩みを続けています。

また、宮ヶ瀬ダムや県立あいかわ公園、愛川町郷土資料館のほか、名所・旧跡として知られる三増合戦場跡、八菅神社等の観光資源も豊富で、自然と調和した県央地域の多機能都市として発展を続けています。

愛川町の位置

（２）総人口と年齢３区分別人口の推移

～人口は緩やかに減少、少子高齢化が進行～

本町の総人口を見ると、年々減少傾向にあり、平成 31 年の総人口は 40,333 人となっています。年齢３区分別を見ると、65 歳以上の高齢者人口が増加している一方、0～14 歳及び 15～64 歳の人口は毎年減少しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

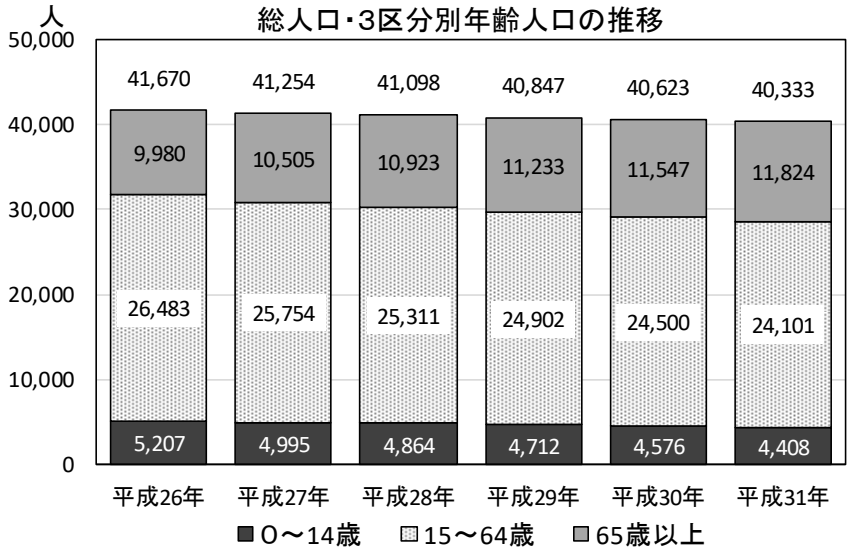

資料：住民基本台帳人口（各年４月１日現在）

（３）子どもの人口の推移

～平成 26 年から 31 年にかけて約 900 人の減少～

子どもの人口の推移を見ると、年々減少傾向にあり、平成 31 年の子どもの人口は 5,567 人となっています。

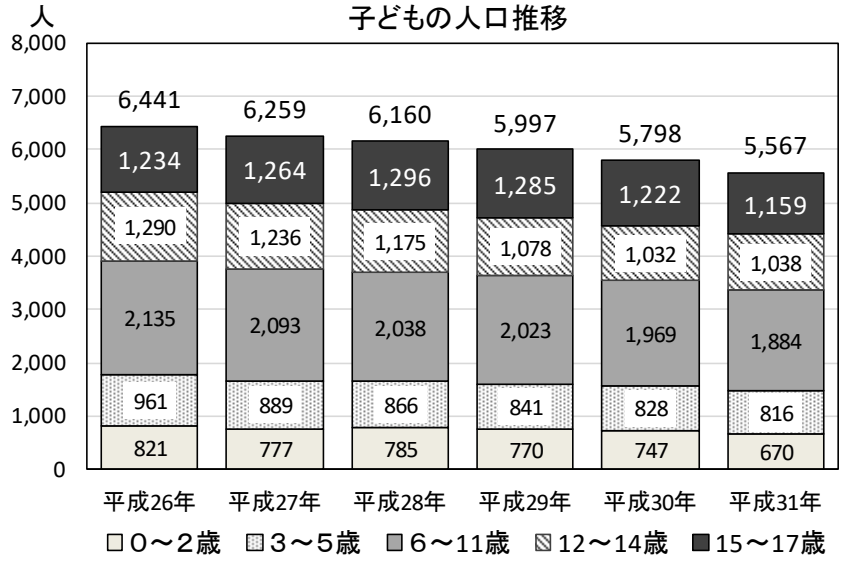

資料：住民基本台帳人口（各年４月１日現在）

（４）外国籍児童の推移

～外国籍児童の割合は年々増加～

外国籍児童の推移を見ると、児童数はほぼ横ばいで推移していますが、本町の子どもの人口に占める外国籍児童の割合については年々増加しており、平成 31 年では 7.9%となっています。

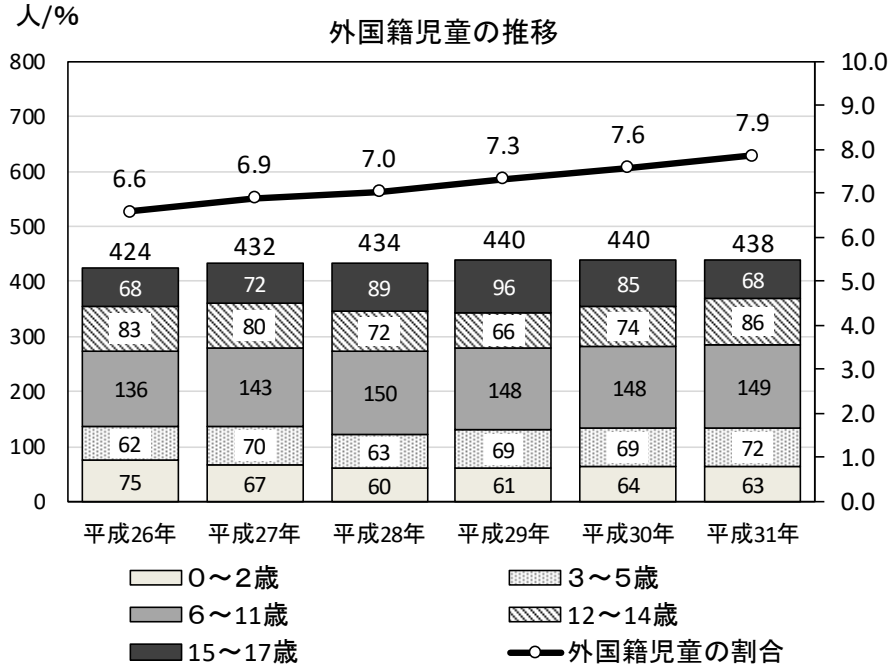

資料：住民基本台帳人口（各年４月１日現在）

（５）世帯数の推移

～進む核家族化～

世帯数の推移を見ると、年々増加傾向となっていますが、世帯当たり人員は年々減少し、平成 31 年では 2.22 人と核家族化が進行しています。

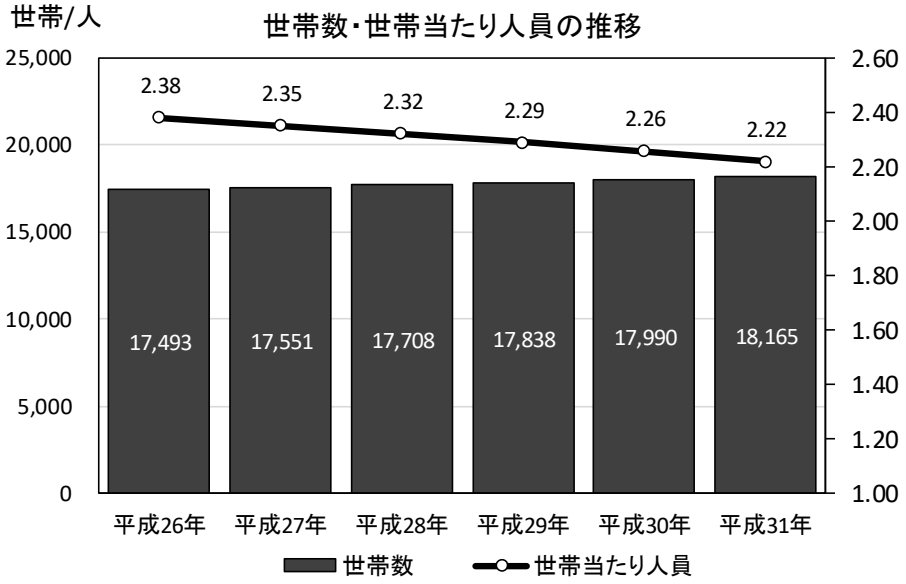

資料：住民基本台帳人口（各年４月１日現在）

（６）出生数と出生率の動向

～出生数、出生率はともに減少～

出生数は年々減少傾向にあります。人口千人当たりの出生率についても年々減少傾向にあり、平成 25 年では 6.6 人となっていたものが、平成 30 年は 5.3 人となっています。また、県や国の出生率の平均と比較すると、いずれも低い水準で推移しています。

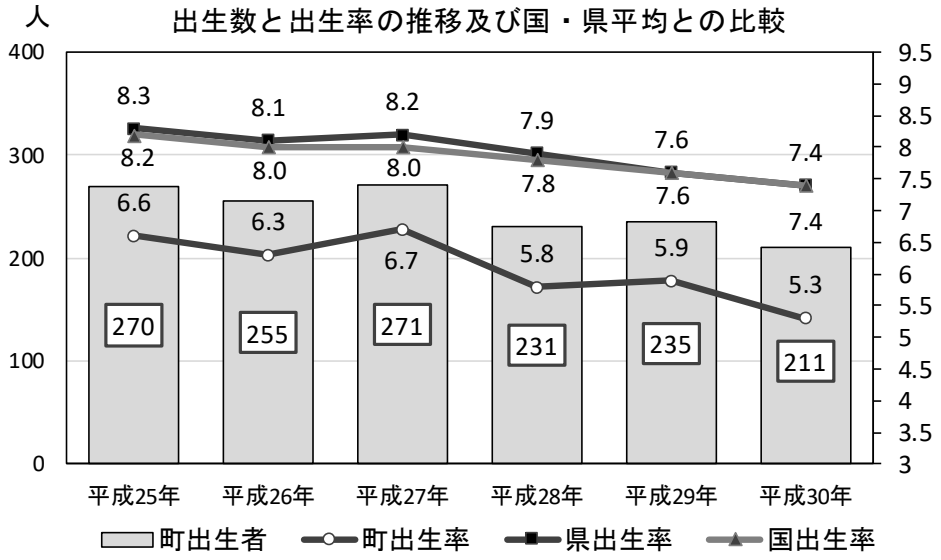

資料：（神奈川県・国）厚生労働省人口動態統計、（愛川町）統計あいかわ
（出生率：人口千人当たり）

（７）女性の就労状況

～働く女性は５年前と比べて増加～

女性の就労状況について、平成 22 年と平成 27 年の女性の就業率を比較すると、いずれの年代においても平成 27 年が高くなっており、女性の就労割合が高まっています。また、県の平均と比較すると、高い水準で推移しています。

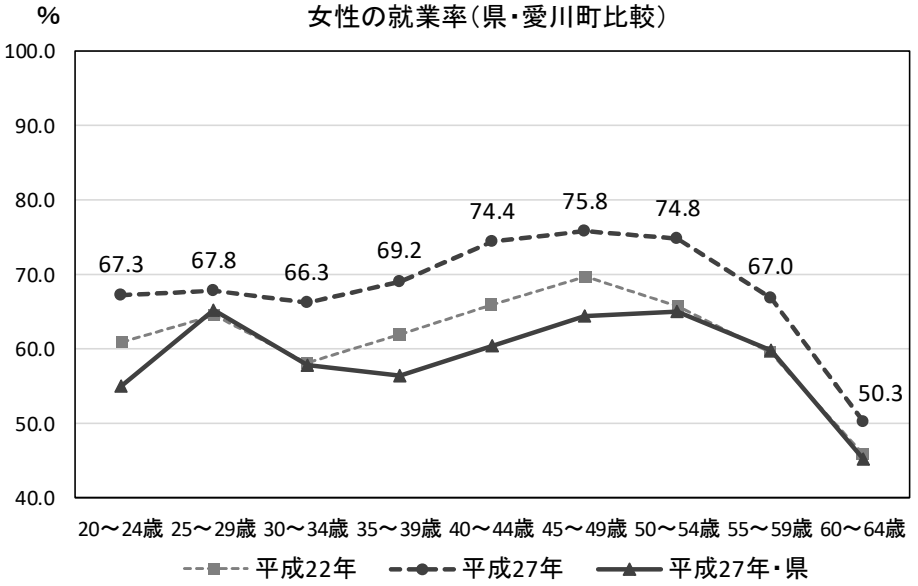

資料：国勢調査

（８）合計特殊出生率※の推移

～合計特殊出生率は国・県平均よりも低い～

合計特殊出生率は、毎年増減を繰り返し推移しており、平成 29 年は 1.28 となっています。また、県の平均と比較すると同等の水準になる年があるものの、国の平均と比較するといずれの年も下回っており、未婚率の上昇や晩産・晩婚化の傾向等による、合計特殊出生率の低下が見られます。

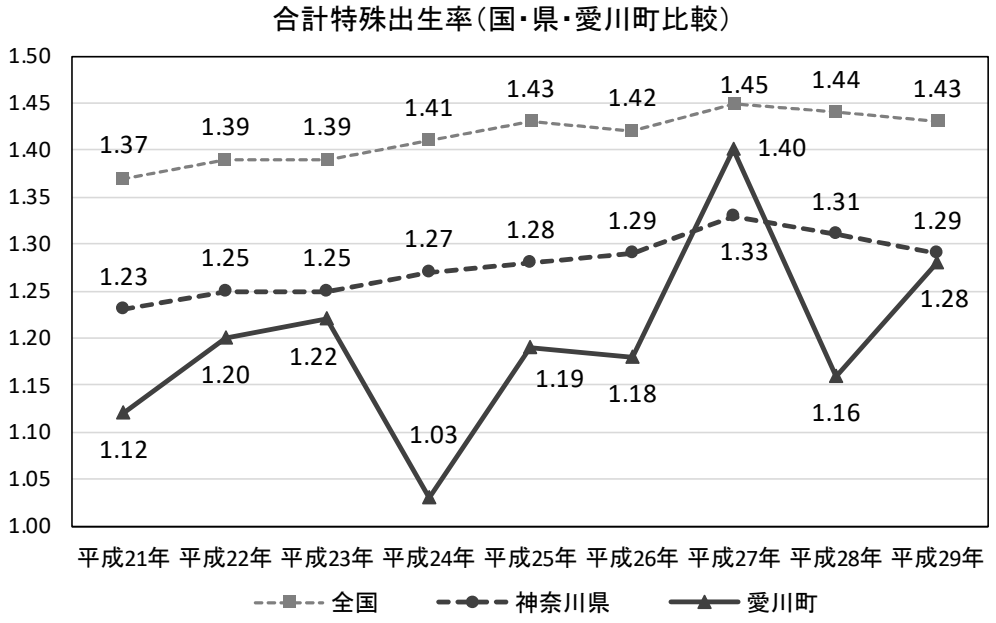

資料：神奈川県衛生統計年報

※合計特殊出生率…一人の女性が一生に産む子どもの平均数のことで、出産可能年齢とされる 15～49 歳までの女性の出生率を足し合わせ、一生に産む子どもの数の平均値を算出したもの。

（９）母子・父子世帯の状況

～母子世帯の数は増加傾向・父子世帯の数は近年ではやや減少～

母子・父子世帯の推移を見ると、母子世帯は、年々増加傾向にあり、平成 27 年では 261 世帯となっています。父子世帯については、平成 12 年から平成 22 年にかけて増加したものの、平成 27 年には減少し 53 世帯となっています。

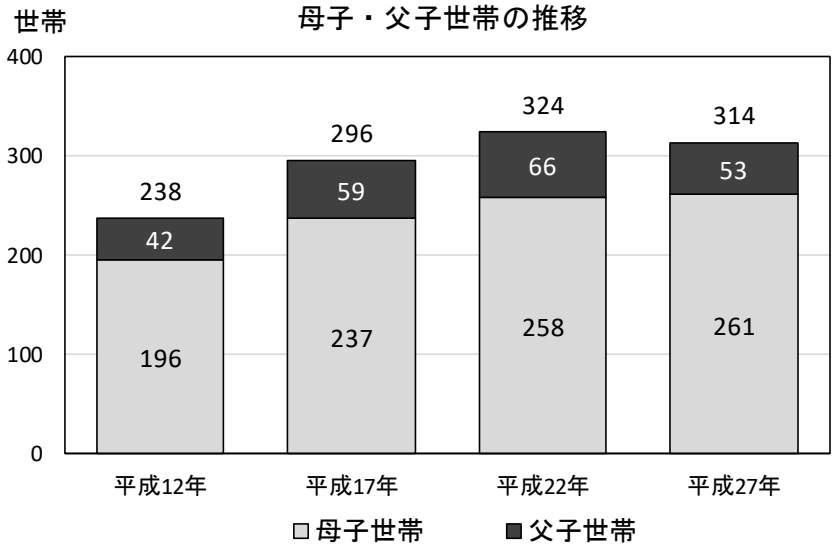

資料：国勢調査

本町では少子高齢化が進行しており、出生数・出生率の低下等に伴い、児童人口が年々減少しています。一方で女性の就業率は増加していることから、今後も保育ニーズの高まりが予想されます。また、本町の特徴として、外国籍児童の割合は増加を続けています。

2　子育て環境の現況

（１）保育園の状況

～児童人口は減少しているが、保育園児数は横ばい～

年齢別の保育園児数は、いずれの年齢においてもほぼ横ばいで推移しています。

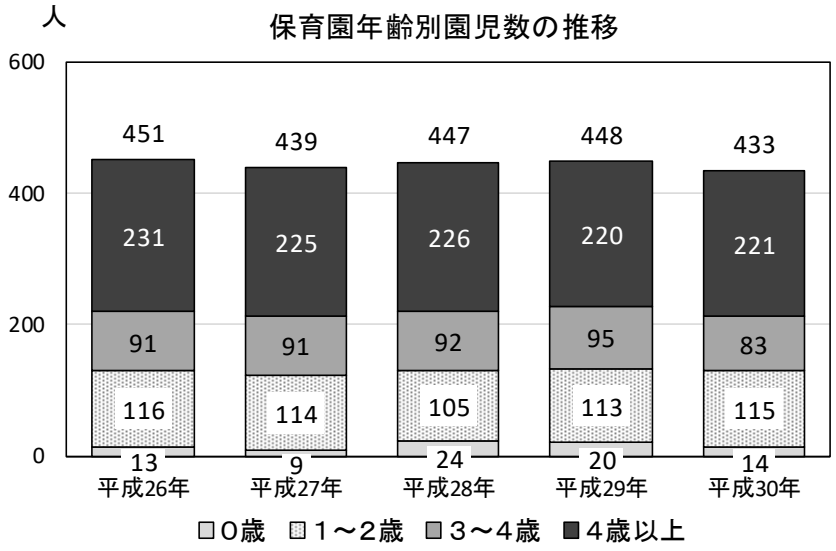

資料：統計あいかわ（各年５月１日現在）

（２）待機児童数の状況

～待機児童は平成 31 年に減少したものの、解消されていない～

本町における待機児童の状況は、平成 28 年以降増加傾向にありましたが、平成 31 年では 14 人と減少しています。

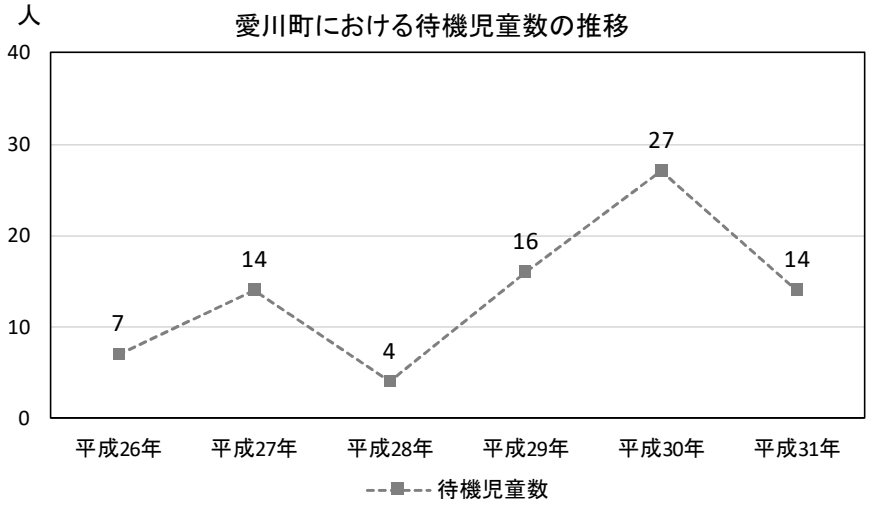

資料：神奈川県市町村の待機児童
（各年４月１日現在）

（３）幼稚園・認定こども園の状況

～幼稚園・認定こども園の児童は減少傾向～

幼稚園及び認定こども園の園児数は、年々減少傾向にあり、平成 30 年では 470 人となっています。幼稚園・認定こども園別では、春日台幼稚園の園児数は増加傾向にあるものの、その他の幼稚園・認定こども園の園児数は減少傾向にあります。

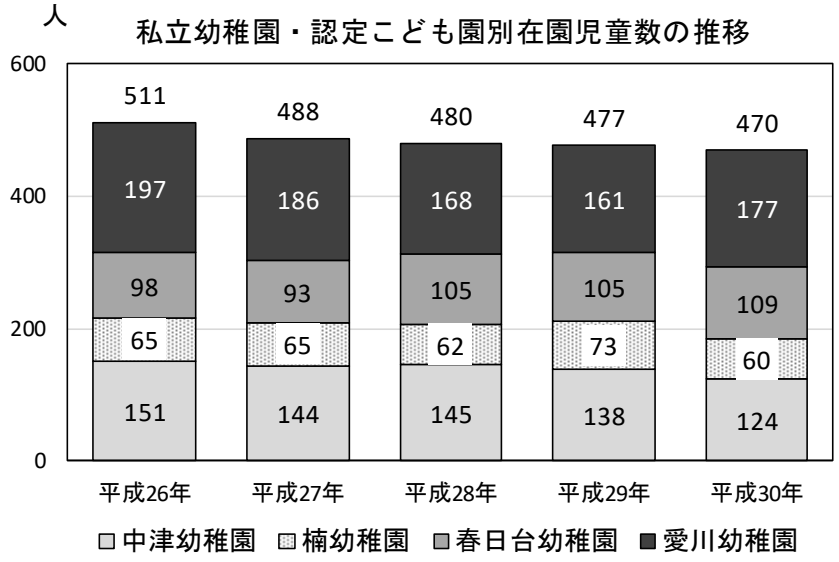

※愛川幼稚園は平成 30 年より認定こども園へ移行
資料：統計あいかわ（各年５月１日現在）

（４）小学校の状況

～小学校の児童数は減少傾向～

小学校の児童数は、年々減少傾向にあり、平成 30 年では 1,964 人となっています。小学校別では、いずれの小学校においても児童数は減少しており、特に田代小学校と半原小学校は他に比べ大きく減少しています。

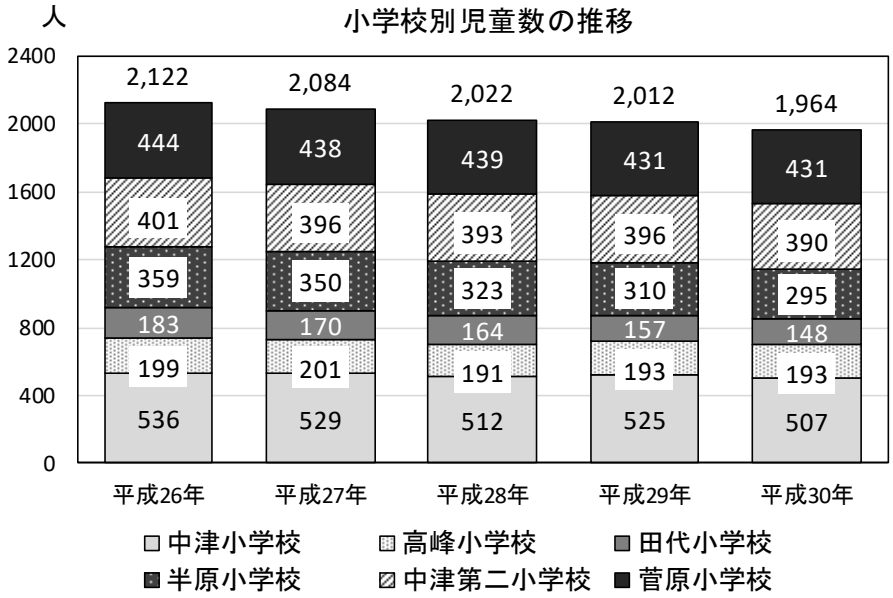

資料：統計あいかわ（各年５月１日現在）

（５）中学校の状況

～中学校の生徒数も減少傾向～

中学校の生徒数は、年々減少傾向にあり、平成 30 年では 1,010 人となっています。中学校別では、いずれの中学校においても生徒数は減少しています。

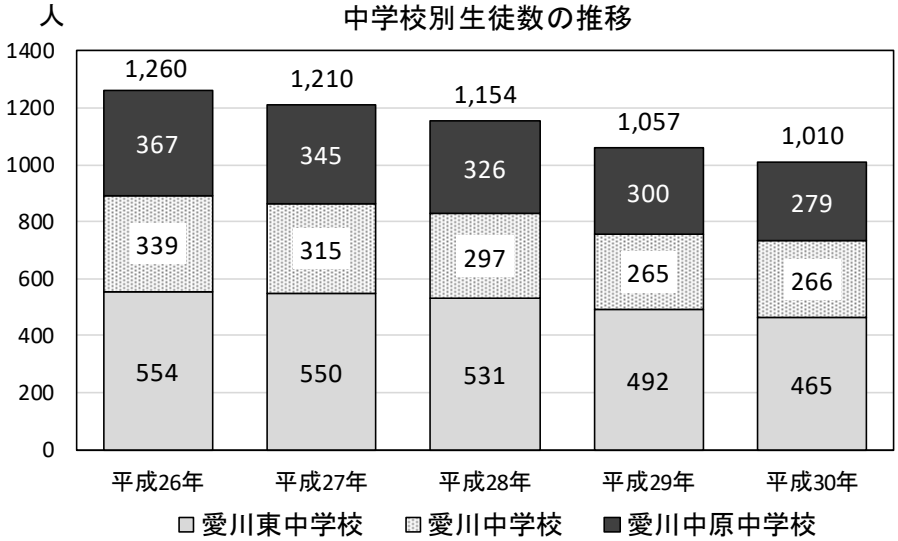

資料：統計あいかわ（各年５月１日現在）

（６）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況

～放課後児童クラブ利用者数は 200 人前後で推移～

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用者数は、ほぼ横ばいで推移しており、平成 30 年は 196 人となっています。

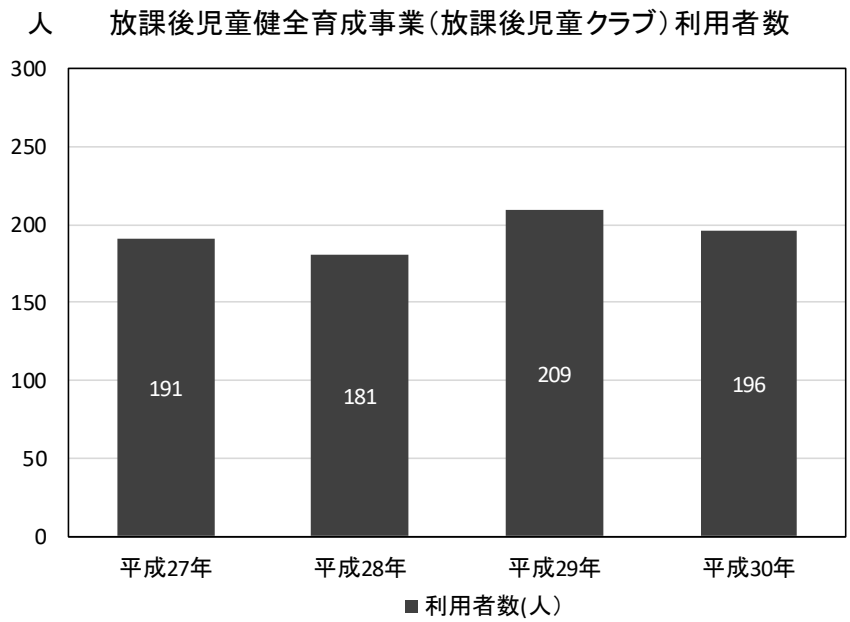

資料：生涯学習課（各年４月１日現在）

（７）かわせみ広場の状況

～かわせみ広場の利用者は減少傾向～

かわせみ広場の利用者数は、平成２９年度に利用者が極端に少ない２施設を休館にする等、年々減少傾向にあり、平成 30 年度は 16,449 人となっています。

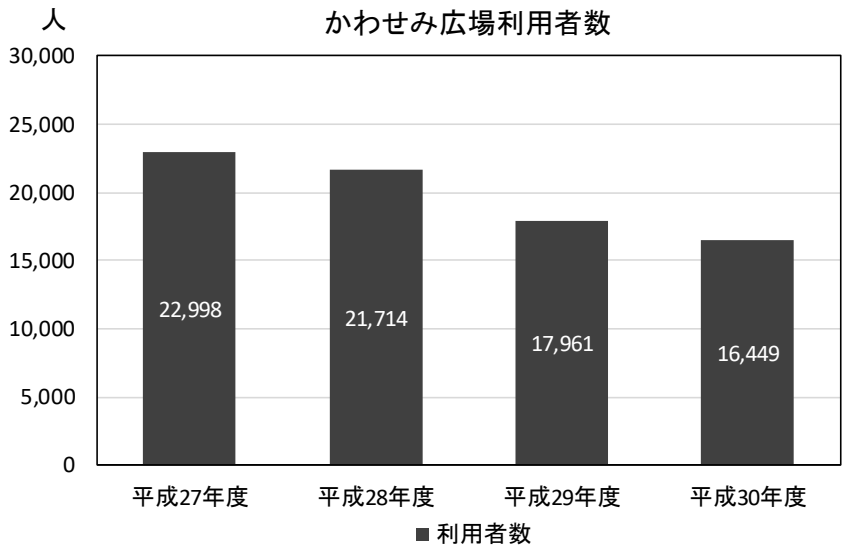

資料：生涯学習課

保育園の園児数は、毎年 400 人台で推移しているものの、待機児童が毎年発生しており、保育ニーズに応じた十分な提供体制の整備が必要です。また、小学生・中学生の児童・生徒数については、少子化の影響により年々減少傾向にあります。放課後児童クラブの利用者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

3　子育てに関するニーズ調査の概要

（１）調査の概要

計画策定に係る基礎資料として、小学生以下の保護者を対象に、教育・保育サービスに関する状況や希望、子育て支援サービスの利用状況や希望等を把握するために、アンケート調査を実施しました。前回（第１期計画策定時）の調査では未就学児童を対象としておりましたが、今回の調査では小学生の放課後児童クラブの利用意向や、放課後の過ごし方等を把握するため、就学前児童の保護者に加えて、小学生の保護者も対象として調査を行いました。

◇調査地域：　本町全域
◇調査対象者：　本町在住の就学前児童が属する世帯　600 世帯
本町在住の小学生が属する世帯　600 世帯
※住民基本台帳から無作為抽出
◇調査期間：　平成 30 年 11 月 28 日～12 月 17 日
◇調査方法：　郵送配布・郵送回収

配布件数	回収件数	回収率
1,200 件	421 件 ※就学前児童が 222 件 小学生が 192 件 区分不明が７件	35.1%

- 図表中の「N」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第２位を四捨五入して小数点第１位までを示しています。そのため、その合計値が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は 100.0%を超える場合があります。
- 図表中「不明」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 選択肢の語句が長い場合、本文及びグラフ中では省略した表現を用いている場合があります。

（２）調査結果の概要

①日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について

就学前児童・小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等にみてもらえる」が最も高くなっています。また、「いずれもいない」が就学前児童で 12.2%、小学生で 8.3%となっています。前回調査（就学前のみ）との比較では、すべての項目で同等の数値となっています。

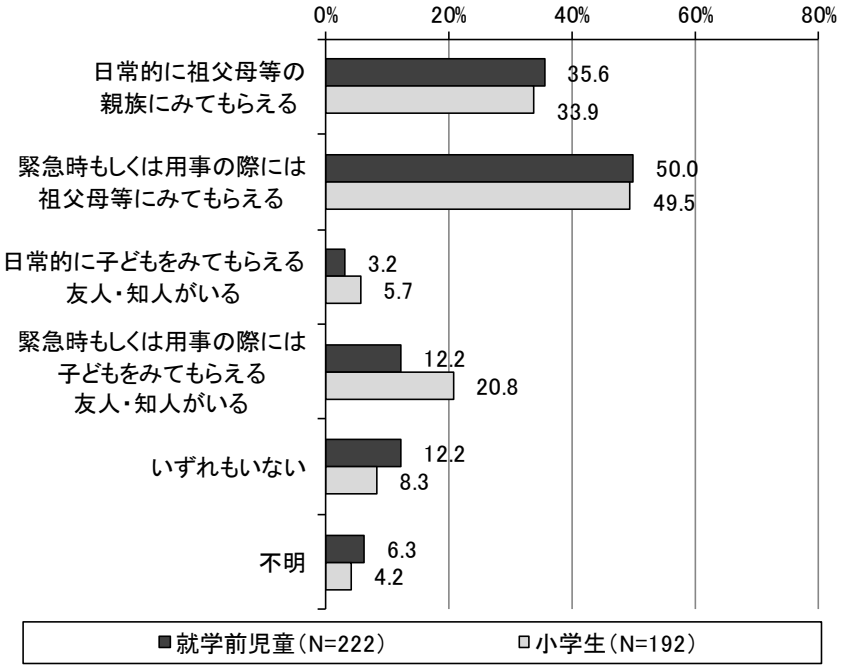

②子育てをする上で相談相手や相談できる場所の有無について

「いる/ある」が、就学前児童では 90.1%、小学生では 85.9%となっています。前回調査（就学前のみ）と比較して、「いる/ある」が 1.5 ポイント上昇しています。

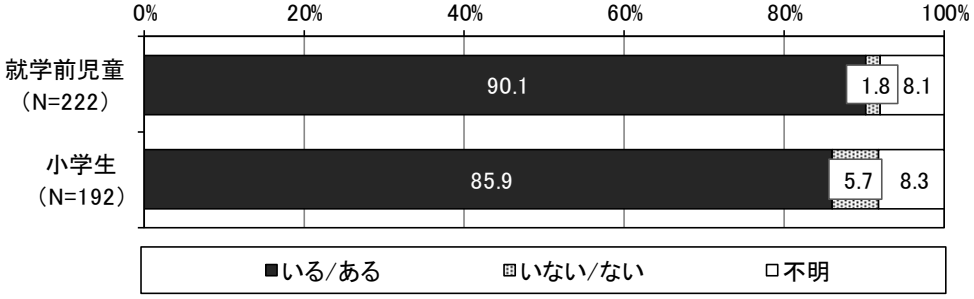

③保護者の就労状況について

【現在の就労状況】

就学前児童では「1 人はフルタイム（またはパート・アルバイト等）で働いていて、1 人は専業主婦（夫）である」が、小学生では「1 人はフルタイム、1 人はパート・アルバイト等で働いている」がそれぞれ最も高くなっています。

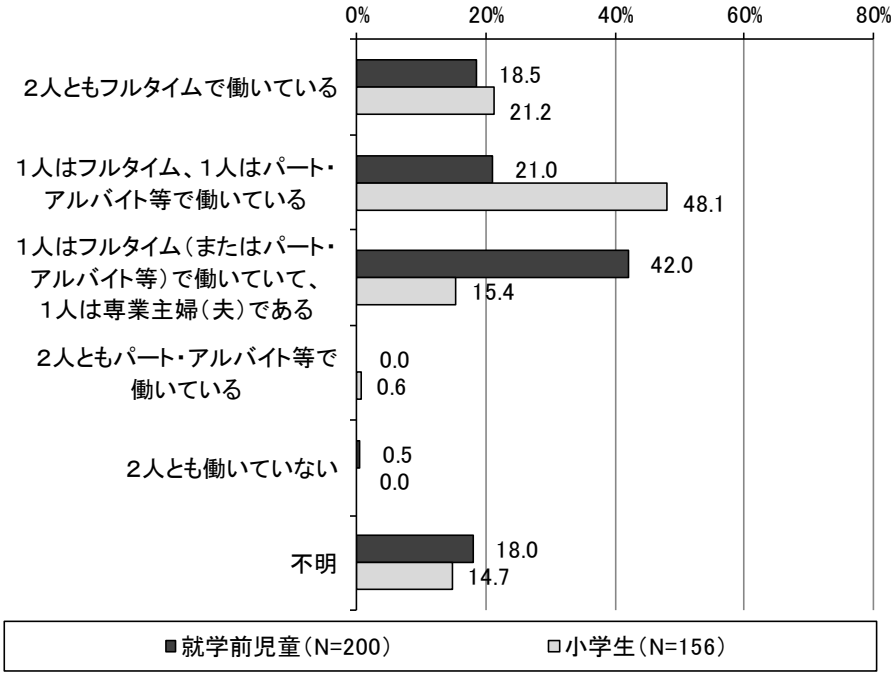

【希望する就労状況（1 年以内）】

「1 人はフルタイム、1 人はパート・アルバイト等で働いている」を希望する割合が、就学前児童で「現在の就労状況」に比べて高くなっています。

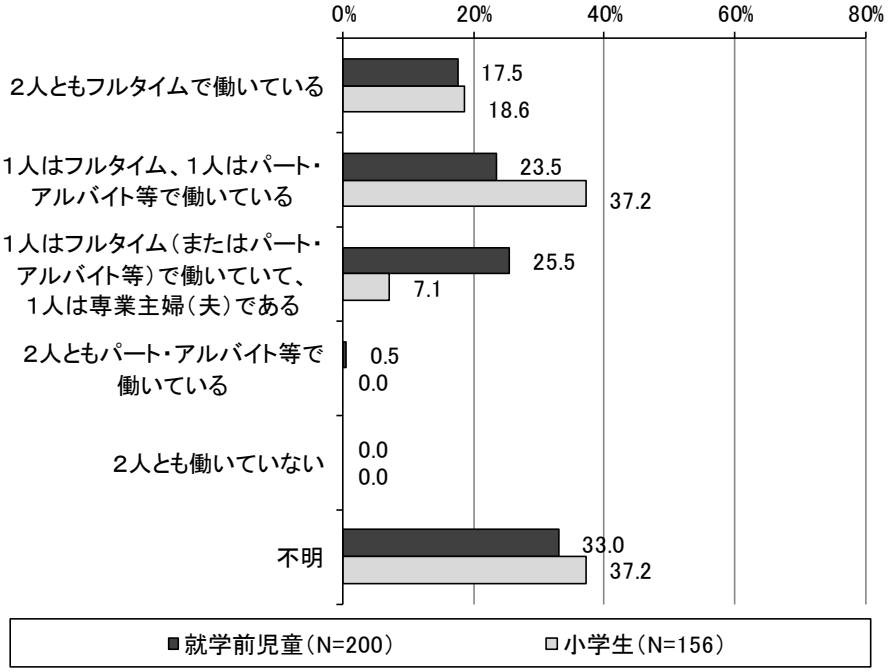

④「定期的な教育・保育の事業」の利用の有無について（就学前児童のみ）

幼稚園や保育園等の「定期的な教育・保育の事業」を「利用している」が 56.8%と、「利用していない」の 40.1%を上回っています。前回調査(就学前のみ)では、「利用している」が 63.8%、「利用していない」が 35.7%と、今回の調査では「利用していない」がやや多くなっています。

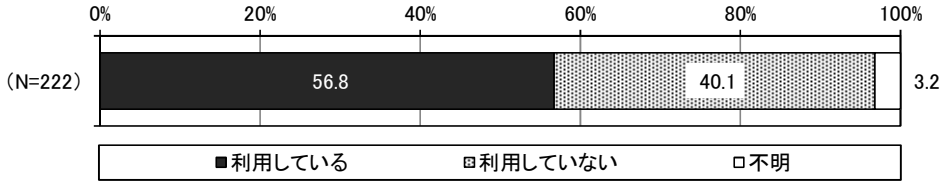

⑤平日利用している主な教育・保育事業について（就学前児童のみ）

「認可保育所（町立保育園等）」が 49.2%と最も高く、次いで「幼稚園」が 30.2%となっています。前回調査（就学前のみ）では、「幼稚園」が 52.6%、「認可保育所」が 36.8%でしたが、今回の調査では「認可保育所」が「幼稚園」よりも多くなっています。

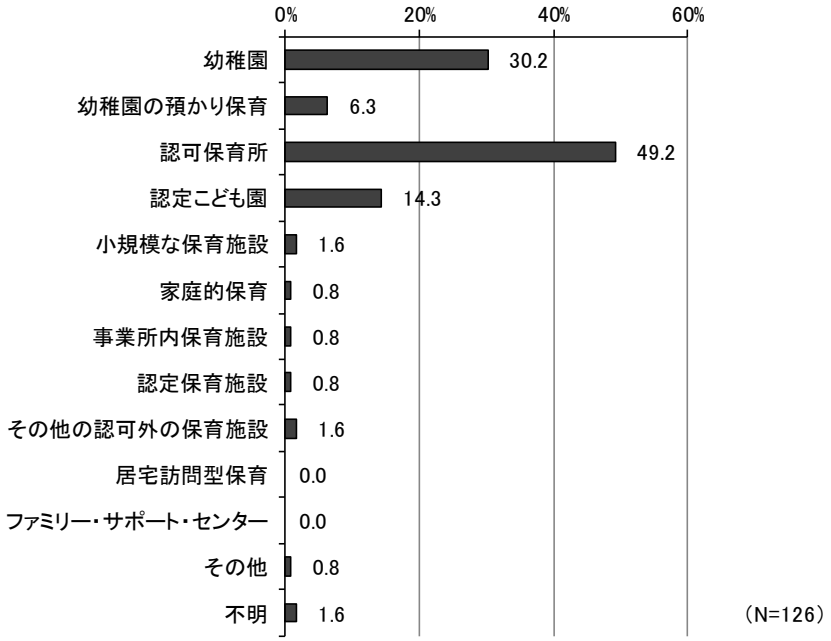

⑥平日に定期的に教育・保育事業を利用している理由について（就学前児童のみ）

「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」が 68.3%と最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」が 59.5%となっています。前回調査（就学前のみ）では、「子どもの教育や発達のため」が 68.0%、「現在就労している」は 48.1%でしたが、今回の調査では「現在就労している」が「子どもの教育や発達のため」よりも多くなっています。

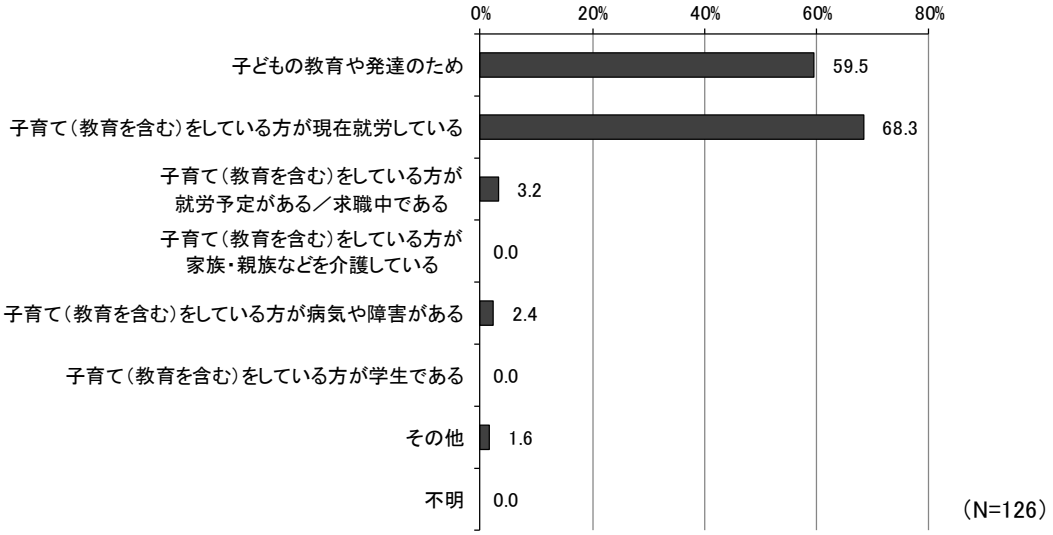

⑦平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業（就学前児童のみ）

「幼稚園」が最も高く 50.0%となっており、次いで「認可保育所（町立保育園等）」が 44.6%となっています。前回調査と比較すると、「幼稚園」の割合がやや低下した一方、「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」等がやや増加しています。

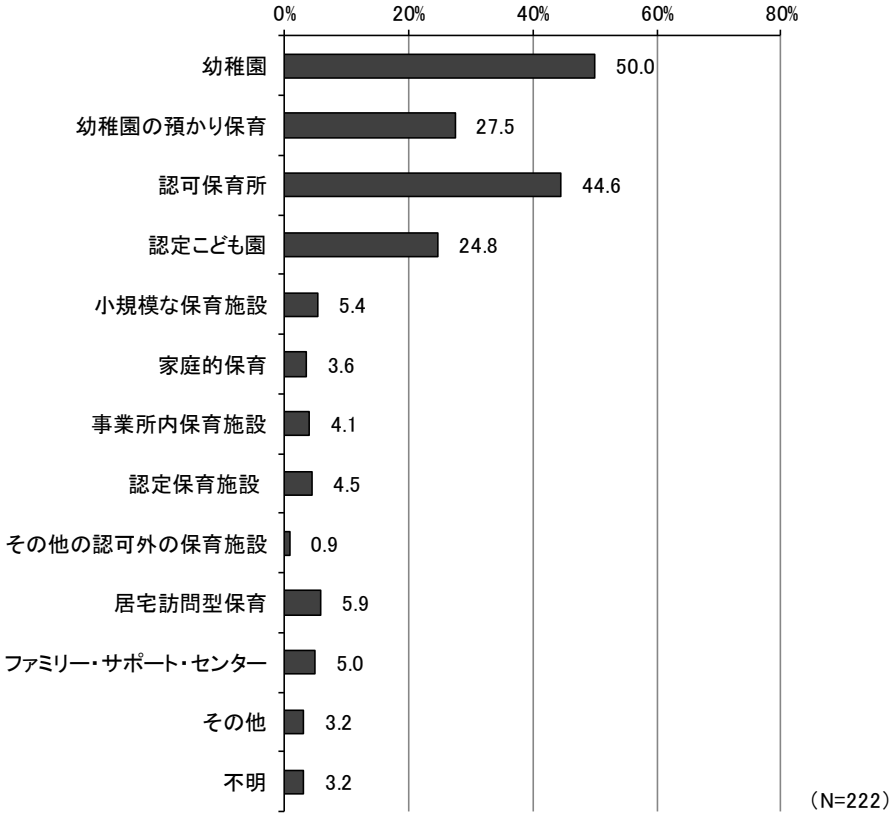

⑧子どもが生まれた時の育児休業の取得状況について（就学前児童のみ）

「取得した（取得中である）」が、母親では 29.3%、父親では 3.2%となっています。前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」が母親・父親ともに増加しています。

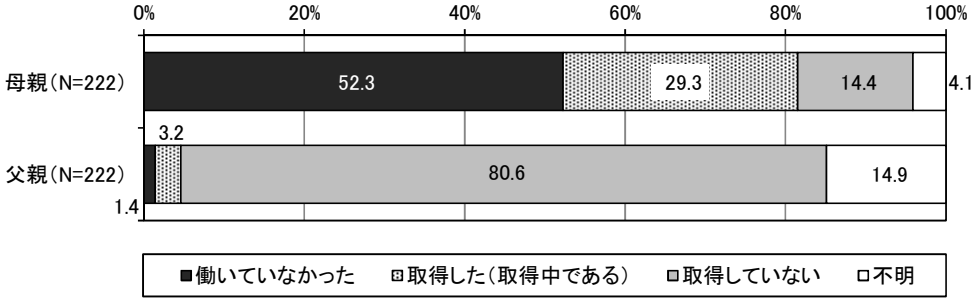

⑨子どもが生まれた時の育児休業給付、保険料免除の認知度について（就学前児童のみ）

「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が最も高く 39.2%、次いで「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」が 34.2%となっています。前回調査と比較すると、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」が 10 ポイント以上増加しています。

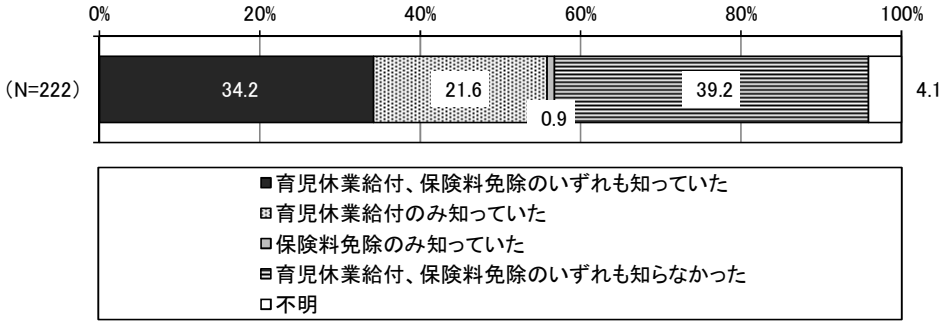

⑩子育てをする上で、ご近所・地域の人々に期待することについて

就学前児童・小学生ともに「子どもが事故や犯罪被害に巻き込まれないよう気を配り合うこと」が最も高くなっています。

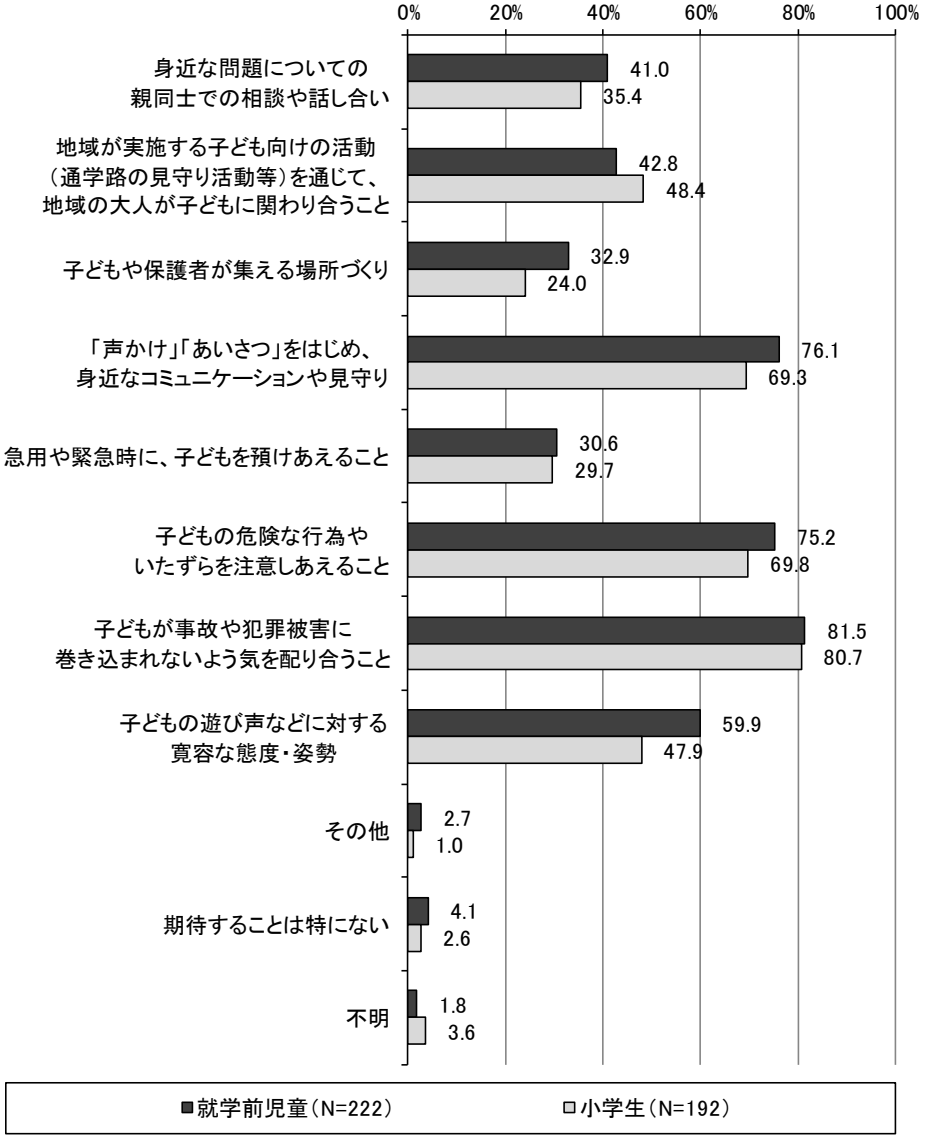

⑪本町の子育て支援の認知度について

「児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当」が最も高くなっています。一方、「ファミリーサポート事業」の認知度が、就学前児童・小学生でともに低くなっており、３割未満となっています。

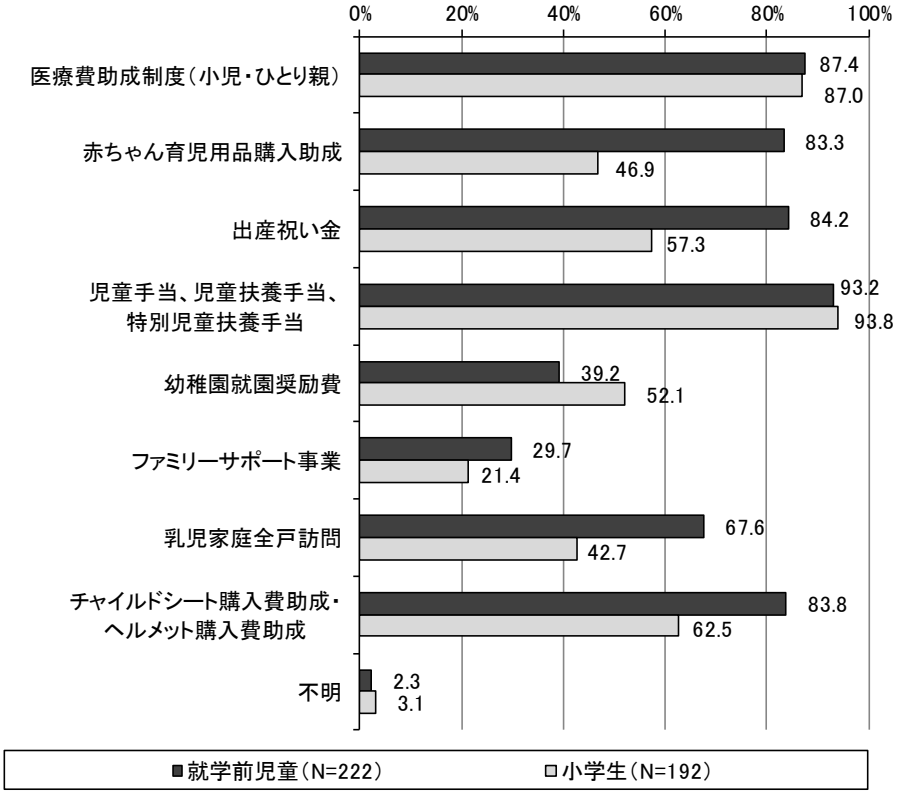

4　第１期計画の教育・保育施設等の確保実績

第１期計画で設定した必要量の見込みに対する確保の方策の達成状況は次のとおりです。

（１）教育・保育施設等

（単位：人）

区分		平成 27 年度				
		１号認定	２号認定		３号認定	
		3-5歳			0歳	1-2歳
		学校教育のみ（幼稚園、認定こども園）	学校教育の希望が強い（認定こども園）	保育必要（保育所、認定こども園）	保育必要（保育所、認定こども園、小規模保育等）	
①必要量の見込み		247	309	311	40	210
②確保の内容（実績）	幼稚園 認定こども園 保育園	489 (489)	0	408	28	98
	小規模保育等	-	-	0	6	27
過不足②－①		242	△212		△6	△85

区分		平成 28 年度				
		１号認定	２号認定		３号認定	
		3-5歳			0歳	1-2歳
		学校教育のみ（幼稚園、認定こども園）	学校教育の希望が強い（認定こども園）	保育必要（保育所、認定こども園）	保育必要（保育所、認定こども園、小規模保育等）	
①必要量の見込み		234	292	293	40	201
②確保の内容（実績）	幼稚園 認定こども園 保育園	480 (480)	0	404	29	101
	小規模保育等	-	-	0	9	37
過不足②－①		246	△181		△2	△63

区分		平成 29 年度				
		１号認定	２号認定		３号認定	
		3-5歳			0歳	1-2歳
		学校教育のみ（幼稚園、認定こども園）	学校教育の希望が強い（認定こども園）	保育必要（保育所、認定こども園）	保育必要（保育所、認定こども園、小規模保育等）	
①必要量の見込み		220	274	276	38	192
②確保の内容（実績）	幼稚園 認定こども園 保育園	475 (475)	0	400	28	106
	小規模保育等	-	-	0	9	37
過不足②－①		255	△150		△1	△49

※②確保の内容（　）は、新制度に移行しない幼稚園で私学助成を受けた人数

（単位：人）

区分		平成 30 年度			
		１号認定	２号認定	３号認定	
		３-５歳		０歳	１-２歳
①必要量の見込み		407	334	27	184
②確保の内容（実績）	幼稚園 認定こども園 保育園	130	445	28	118
	新制度に移行しない幼稚園（私学助成）	269	-	-	-
	小規模保育	-	-	15	38
	幼稚園における預かり保育	-	-	-	1
過不足②ー①		△8	111	16	△27

区分		令和元年度			
		１号認定	２号認定	３号認定	
		３-５歳		０歳	１-２歳
①必要量の見込み		400	312	26	175
②確保の内容（実績）	幼稚園 認定こども園 保育園	120	448	28	118
	新制度に移行しない幼稚園（私学助成）	238	-	-	-
	小規模保育	-	-	15	38
	幼稚園における預かり保育	-	-	-	1
過不足②ー①		△42	136	17	△18

※平成 30 年度・令和元年度の①必要量の見込みについては、中間年見直し後の人数

（２）地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

（単位：箇所）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数（見込み）	1	1	1	1
実績値	0	0	0	1

②地域子育て支援拠点事業

（単位：年間延べ人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	1	1	1	1
必要量の見込み	3,972	3,840	3,672	3,552
実績値	17,354	17,167	17,432	15,878

③妊婦健康診査

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
必要量の見込み	236	229	223	216
実績値	244	232	213	204

④乳児家庭全戸訪問事業

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
必要量の見込み	236	229	223	216
実績値	263	228	237	210

⑤養育支援訪問事業

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
必要量の見込み	10	10	10	10
実績値	20	32	21	23

⑥子育て短期支援事業

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
必要量の見込み	0	0	0	0
実績値	0	0	0	0

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（単位：年間延べ人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
必要量の見込み	30	30	30	30
実績値	67	44	0	0

⑧一時預かり事業

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）　（単位：年間延べ人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
必要量の見込み	1,048	990	931	871
1 号認定	21	20	18	17
2号認定	1,027	970	913	854
実績値	7,700	7,313	8,533	11,641

保育所その他の場所での一時預かり（ﾄﾜｲﾗｲﾄｽﾃｲ、ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰの未就学児の利用を含む）

（単位：年間延べ人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
必要量の見込み	3,581	3,412	3,244	3,075
実績値	1,590	1,628	1,651	1,781

⑨延長保育事業　（単位：年間延べ人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
必要量の見込み	250	239	227	215
実績値	0	0	0	0

⑩病児保育事業　（単位：年間延べ人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
必要量の見込み	173	163	155	148
実績値	0	0	0	0

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）　（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
必要量の見込み	245	235	224	214
実績値	191	181	209	196

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い事業を開始し、私学助成幼稚園へ保護者が支払うべき、食事の提供に要する費用の一部を助成した。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

認定こども園や保育所等への民間事業者の参入に関する調査研究を進めた。

５　計画策定の課題

本町の概況やニーズ調査の結果、第１期計画の事業実施状況等から見えてきた本町の子ども・子育てを取り巻く課題について、第１期計画の基本目標ごとに整理すると次のとおりです。

課題１　子育てをみんなで支える地域をつくる

●ニーズ調査結果をみると、子育て支援センターを利用している割合は 18%となっており、その他の本町の様々な地域子育て支援事業についても、一部の方が継続的に利用されている状況となっています。必要な方が必要なときに適切に利用できるよう、広報誌等を活用して新しい方も利用しやすい環境づくりをさらに進めていく必要があります。
●本町は外国籍住民が多いことから、コミュニケーション支援として、相談や窓口での説明、保育所入所受付等の各種手続きの時に、外国語通訳で対応しており、今後も言葉の壁により育児への不安を抱えこむことの無いよう、円滑な情報提供や相談体制の整備を進めることが重要です。

課題２　安心して子どもを生み育てられる環境をつくる

●子育て家庭が抱える問題の背景には、保護者・子どもの状況、養育環境等、複合的な要因があることが考えられます。子育て家庭の自己解決力だけでは問題を解決できず、放置すると養育困難な状態に陥る可能性もあることから、早期に適切な支援へと結び付けていく必要があります。
●令和元年度に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、「子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境に左右される事なく、心身ともに健やかに育成され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう子どもの貧困対策を総合的に推進する」ことが求められています。本町においても子どもの貧困対策推進のため取り組む必要があります。
●ひとり親家庭は、生活困窮の状況に陥りやすいと一般的にいわれており、ひとり親家庭への支援の充実についても取り組む必要があります。
●相談支援については、各種事業で取り組みを進めていますが、「どこに相談していいのか分からない」「どんな相談を聞いてくれるのか」等の意見や、相談件数の増加、相談内容の多様化等の課題があるため、子どもと保護者を取り巻く関係者のネットワークの構築による相談機能の充実を図る必要があります。

課題３　子どもがいきいきと成長できる環境をつくる

●ライフスタイルの多様化や働き方改革の取り組み等によって保護者の就労状況が変化し、女性の就業率は平成 17 年から平成 27 年にかけて、すべての年代で上昇しています。子どもたちが放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室（かわせみ広場）の拡充等、今後も適切な受け入れ体制の確保が求められます。
●近年、子どもや子育て家庭をめぐる環境は、多様化・複雑化しています。家庭環境に起因する問題や、支援を必要とする児童・生徒の増加、外国籍児童の転入による要支援児童・生徒が増加していることを踏まえた、家庭環境や個々の事情・状況に応じた適切な支援が必要です。

課題４　子育てと仕事を両立し楽しい家庭をつくる

●本町では、私立幼稚園の認定こども園化や小規模保育事業の整備等、保育量の確保と幼児期における教育・保育の一体的な提供への取り組みを進めていますが、雇用環境の多様化や女性の社会参加、幼児教育・保育の無償化等の影響により、今後も低年齢児の入所希望者の増加が見込まれています。
●男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの重要性が高まっていることから、子育てをしながら働きやすい職場環境づくりを推進するために、女性だけでなく男性の育児休業取得の促進や、育児をする人がリフレッシュできるような制度の利用促進等、ワーク・ライフ・バランス※の視点を踏まえた支援体制の推進が求められます。

課題５　子どもが安全に遊び活動できるまちをつくる

●本町では、交通安全や防犯対策として、防犯指導員による町内パトロールや交通安全キャンペーン、町の主要施設や通学路等の巡回パトロール等を実施していますが、各地域で実施されている防犯活動については、活動内容や頻度に地域差があることから、町内全域で均一的に実施されるよう支援することが必要です。
●ニーズ調査結果をみると、子育てする上で期待することについては、「子どもが事故や犯罪被害に巻き込まれないよう気を配り合うこと」が最も高くなっています。地域全体での見守り体制の充実や、児童・生徒に対する交通マナーや防犯意識の醸成が必要です。
●近年、子どもに対する虐待やいじめ、そこから派生する子どもや子育て家庭の社会的な孤立等が大きな問題となっていることから、その実態について把握し、対策を推進することが必要です。

※ワーク・ライフ・バランス…仕事と生活の調和。やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。

第２部　総論（計画の目標と基本方向）

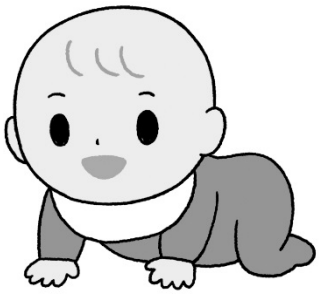

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな成長と子育てを支えるために、子育て支援に関わる環境を社会全体で整備することが求められます。地域や社会全体で子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、子どもの成長を喜び子育てに夢や希望を持てるような取り組みを推進していく必要があります。

本計画では、これまで推進してきた第１期計画の基本理念を継承し、未来を担う子どもたちが、みんなに愛され、健やかにたくましく成長できるまちづくりを推進します。

基 本 理 念

～子どもがみんなに愛され、
健やかにたくましく成長できるまちづくり～

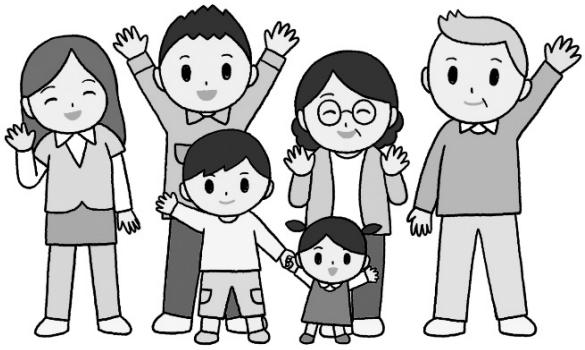

2　計画の基本的な視点

わたしたちの共通の価値観、基本的な視点として「子ども」・「家庭」・「地域」の視点から３項目を掲げ計画を推進していきます。

子どものしあわせと夢

すべての子どもの人権や個性を尊重し、しあわせに育つことが保障されていることはもちろんのこと、子ども自身が将来に夢をもち、様々なハードルを乗り越える力を育み、それぞれが自立できる環境づくりを進めます。

また、子どもの生まれ育つ環境によって子どもの夢や将来が制限されることのないよう、子どもの幸せと成長を育むための支援に取り組みます。

家庭の安らぎと楽しい子育て

家庭は子どもにとって安心して過ごすことのできる安らぎの場所です。親も子も笑顔で生活でき、家族が互いに助け合いながら子育てを行い、健康で豊かな生活を実感できるよう、保育環境の整備や相談体制の充実に努めるとともに、経済的な負担の軽減や不安の解消を図ります。

地域社会のやさしさ

子どもの成長の基盤は家庭にありますが、健やかな成長のためには、社会全体で支え見守ることが重要です。町民や地域、企業、関係団体等の多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら、積極的に子育てを支援する環境をつくり、子育てにやさしい地域社会づくりを推進します。

３　計画の基本目標

本計画では、次の基本目標を柱として、施策・事業を組み立て、推進します。

基本目標１　子育てをみんなで支える地域をつくる

子育てをしているすべての家庭が安心して地域で子育てをすることができるよう、幼稚園・認定こども園・保育所・学校・住民等、地域における多様な資源や人材を活用しながら、行政と地域が一体となって様々な子育て支援施策の推進を図るとともに、子育ての悩みを抱え、孤立することのないよう、子育てに関する相談・支援体制の充実を図ります。また、子育てのストレスや子育てにおける不安の解消に向けた相談体制の充実、喜びや不安を分かち合う子育ての仲間づくりへの支援を行います。

基本目標２　安心して子どもを生み育てられる環境をつくる

ひとり親家庭や障がいのある子どもの家庭、生活に困窮している家庭等、様々なケースの子育て家庭に対し、きめ細やかな子育て支援を推進します。また、次代の親となるための自覚や意識の啓発、薬物乱用のリスクの周知、インターネット・ＳＮＳの教育等、思春期の子どもたちに向けた正しい保健教育の充実を図ります。

基本目標３　子どもがいきいきと成長できる環境をつくる

本町の子どもが自然豊かな地域の資源を生かしながら、いきいきと育つことのできるよう、安心して遊べる公園の整備や、地域の人々との関わりを深め地域文化を継承していくための活動を推進します。また、子どもたちの食を通じた健康づくりのための食育指導や栄養相談等を実施します。

基本目標４　子育てと仕事を楽しく両立できる環境をつくる

就労しながら楽しく子育てができるよう、仕事と育児の両立に向けた様々な保育サービスの充実に努めるとともに、保育所や放課後児童クラブを安心して利用できるよう、ニーズに応じたサービス量の確保を図ります。また、子育てしやすい就労環境を整備するために、町内の企業へ向けた労働環境制度の情報提供や育児のための休暇を取得しやすい環境整備の啓発に努めます。

基本目標５　子どもが安全に遊び活動できるまちをつくる

子どもが地域で安全に暮らし、子育て家庭が地域で安心して子育てをするためには、子どもが犯罪や交通事故、災害等の被害に遭うことのないまちづくりが不可欠です。防犯パトロール等、子どもたちの安全を守る防犯体制の整備を地域や警察等と連携して行うほか、交通安全対策や防災意識を高めていくための取り組みを推進します。また、妊産婦や子どもを連れた方等、すべての方が公共施設等を安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの推進に努めます。

基本目標６　子どもが夢や希望を持って成長できる環境をつくる（子どもの貧困対策推進計画）

子どもたちの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、生活への支援や教育への支援、保護者に対する就労への支援等生活の安定と自立の促進を図ります。

4　計画の体系

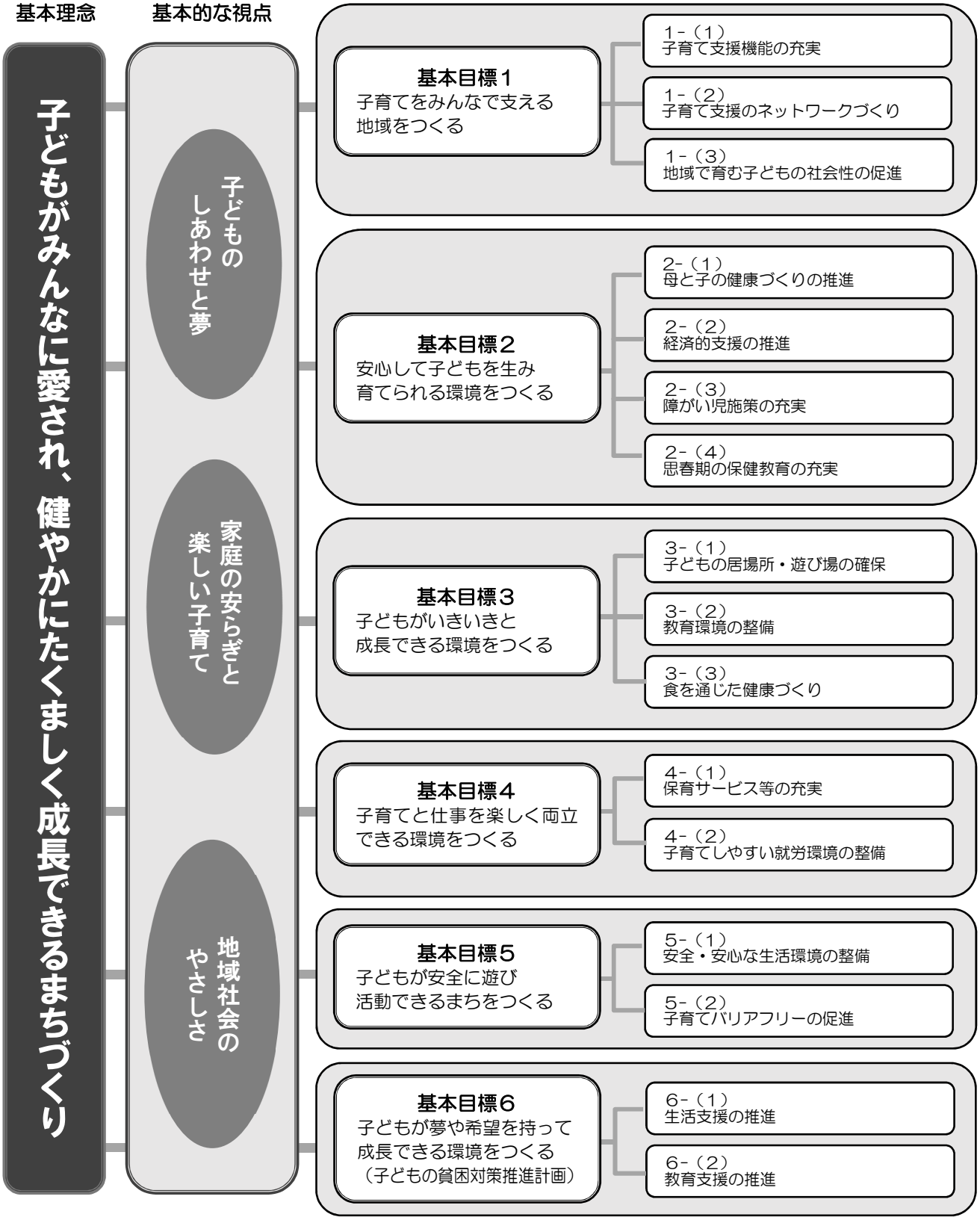
基本理念
基本的な視点
子どもがみんなに愛され、健やかにたくましく成長できるまちづくり
子どものしあわせと夢
家庭の安らぎと楽しい子育て
地域社会のやさしさ
基本目標１
子育てをみんなで支える地域をつくる
１-（１）子育て支援機能の充実
１-（２）子育て支援のネットワークづくり
１-（３）地域で育む子どもの社会性の促進
基本目標２
安心して子どもを生み育てられる環境をつくる
２-（１）母と子の健康づくりの推進
２-（２）経済的支援の推進
２-（３）障がい児施策の充実
２-（４）思春期の保健教育の充実
基本目標３
子どもがいきいきと成長できる環境をつくる
３-（１）子どもの居場所・遊び場の確保
３-（２）教育環境の整備
３-（３）食を通じた健康づくり
基本目標４
子育てと仕事を楽しく両立できる環境をつくる
４-（１）保育サービス等の充実
４-（２）子育てしやすい就労環境の整備
基本目標５
子どもが安全に遊び活動できるまちをつくる
５-（１）安全・安心な生活環境の整備
５-（２）子育てバリアフリーの促進
基本目標６
子どもが夢や希望を持って成長できる環境をつくる（子どもの貧困対策推進計画）
６-（１）生活支援の推進
６-（２）教育支援の推進

第３部　各論（基本計画）

第１章　施策の展開

１　子育てをみんなで支える地域をつくる

１―（１）子育て支援機能の充実

〔基本施策〕

① 親子のコミュニケーションの場づくり

「子育ての孤立化」を防ぐためにも、子育て中の親と子が気軽に集い、コミュニケーションがとれる場として、各保育園や子育て支援センター、子育てサロン等、地域における子育て支援の拠点となるようなふれあい、学習の場の充実を図ります。

② 子育てに係る相談・指導の充実

育児環境の変化等により、きめ細かな個別支援が重要になってきています。子育てに悩んでいるときや相談相手がほしいとき、いつでも気軽に相談に応じられるような支援拠点の整備や、両親学級や育児相談を中心に学習の機会を設け、相談指導の充実を図ります。

③ 子育て支援情報の充実

子育て世帯に対する新たな子育て支援の仕組みやサービスの内容、子育て支援に関わる地域の活動等、子育て支援情報の収集とわかりやすい情報提供に努めます。また、地域で支えながら子育てを推進するために、情報提供による町民の意識啓発を目指します。

〔主な事業〕

№.	事業名	担当課	概要
1	「かえでっこのつどい」の充実	子育て支援課	町立保育園において、未就園児の親子を対象に園児とのふれあい交流や、子育て相談等気軽に過ごせる場所づくりに努めます。
2	子育て支援センターの充実	子育て支援課	子育てサロン、子育て広場、子育て相談等の事業を通して、就学前の親子のふれあいの場を提供するとともに、親子の育ちを支援します。
3	移動子育てサロンの充実	子育て支援課	未就園の親子に対して、中津公民館（レディースプラザ）、半原公民館（ラビンプラザ）でのサロンを継続し、気軽に親子の交流・子育て相談ができるよう努めます。

No.	事業名	担当課	概要
4	家庭児童相談・教育相談	子育て支援課・教育開発センター	家庭における児童の養育や人間関係、学校生活の悩みや問題等に関する相談を専門の相談員が対応できる体制を整備して、相談者とともにその解決方法を探ります。
5	子ども家庭総合支援拠点の設置	子育て支援課ほか	すべての子どもとその家庭を対象とした必要な支援を図るため、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて検討します。
6	親子が遊べる場や機会の提供	生涯学習課・都市施設課	児童遊園地の整備や地域公民館等既存施設の開放、公園や青少年広場の情報提供等により、親と子が一緒に遊べる場所づくりに努めます。
7	子育て応援情報の提供	子育て支援課	子育て支援センター（子育てサロン）の「あい通信」及び「子育て支援ガイド」等を通じ情報の提供を図ります。
8	主任児童委員との連携強化	子育て支援課ほか	児童福祉に関することについて専門的に対応する主任児童委員と連携し、活動しやすい環境の整備に努めるとともに、ネットワークの確立・強化を図ります。

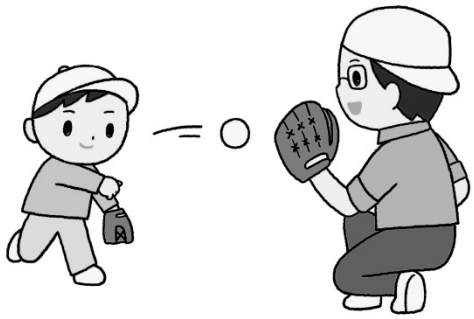

１―（２）子育て支援のネットワークづくり

〔基本施策〕

① 子育てグループ活動への支援

子育てを通じてつながりの輪を広げられるよう、子育て支援センターを中心に、ボランティア団体と連携し、自主的な子育てサークルの立ち上げや相談援助、情報交換活動を支援します。また、子育て世帯だけでなく、これから子育てを担う世代の参加も含めた仲間づくりを促進します。

② 地域の子育て支援者の充実

子育て中の保護者から気軽に相談を受け、必要としている情報を提供できる地域ボランティアの育成に努めます。また、地域の子育て経験のある人たちの力を借りながら、地域における子育て支援者の輪を構築します。

〔主な事業〕

No.	事業名	担当課	概要
9	子育て支援サークルへの支援	子育て支援課ほか	地域における子育てを支援する NPO やボランティアグループの活動を支援します。
10	地域における相談・指導体制の充実	子育て支援課ほか	民生委員児童委員、主任児童委員や母子相談員との連携を図り、地域における相談・指導体制の充実に努めます。

１－（３）地域で育む子どもの社会性の促進

〔基本施策〕

① 子どもの健全育成の推進

自然の中での体験活動、生活体験活動、様々なボランティア活動など、実際の現場での学習・体験の機会を提供していきます。また、子ども会などの各種イベントは出来る限り子ども自身の手で企画運営するように配慮し、自主性・主体性を育てます。

② 地域活動・世代間交流の促進

子どもの成長には、様々な年代の人とのふれあいが大きな意味を持ちます。地域の生活文化に親しみ、生まれ育った郷土への愛着を育てるためにも、自治会・子ども会・育成会等との連携による地域活動や、老人クラブとの世代間交流等、多世代が一緒に参加できる活動を促進します。

③ 地域ぐるみのスポーツ振興

本町は豊かな自然に恵まれ、また多くの体育施設が整備されています。心と身体の健全な発達を促すためにも、これらの施設を有効活用して家族ぐるみや地域ぐるみのスポーツや体力・健康づくりの普及を図ります。

④ 国際交流の促進

在住する外国人の比率が高い本町において、子どもも大人も集える交流の場を設けながら、言葉の壁や文化の違い、生活習慣の違い等を互いに認め合い、それぞれが地域の一員として社会全体を豊かにしていく多文化共生への理解を深めます。

〔主な事業〕

No.	事業名	担当課	概要
11	児童・生徒の健全育成に関する研究	指導室・教育開発センター	児童・生徒指導研究部会を開催し、児童・生徒の健全育成に関する課題解決の研究を推進します。
12	児童館の設備の充実	生涯学習課	多様化する青少年の活動ニーズに応え、地域交流の拠点の一つとしての役割を担うため、児童館の設備の充実に努めます。

No.	事業名	担当課	概要
13	放課後児童対策の充実	生涯学習課	放課後を安全で安心して過ごし、遊びを通じた地域における異年齢児童間の交流を促進し、連帯性、協調性、責任感を養う場として「かわせみ広場」を実施するとともに、保護者の就労等の理由により、昼間、家庭において適切な保護を受けられない児童に対し、遊びや生活習慣を学ぶ場として「放課後児童クラブ」を運営します。
14	地域学校協働活動推進事業	生涯学習課	地域と小・中学校、県立愛川高等学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、教育の質の向上と地域活性化を図ります。
15	「あいさつ、声かけ運動」の推進	生涯学習課・指導室	学校・家庭・地域の連携を強め、地域ぐるみの青少年健全育成を図るとともに、「あいさつ、声かけ運動」の推進に努めます。
16	教育相談関連事業の充実	教育開発センター	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による児童・生徒のカウンセリングや保護者、教職員からの相談に応じます。
17	世代間交流の推進	生涯学習課	子どもたちを中心にだれもが楽しめるスポーツやレクリエーション等を実施し、子どもたちと地域の方の親睦交流を図ります。
18	イベントの参加促進	商工観光課・スポーツ・文化振興課	勤労祭野外フェスティバルやスポーツ・レクリエーションフェスティバル等のイベントへ外国籍住民の参加を促進し、子どもたちと地域の方との交流を図ります。

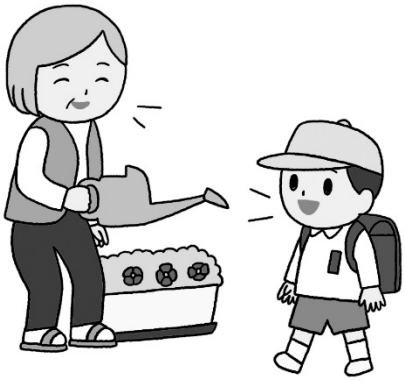

2　安心して子どもを生み育てられる環境をつくる

２－（１）母と子の健康づくりの推進（母子保健計画）

〔基本施策〕

①　妊娠・出産期における支援の充実

心身ともに健やかな妊娠・出産期を過ごせるように、妊娠による母体の変化や胎児の成長について正しい理解を深めたり、同時期に出産する親同士の交流を充実させた両親学級を開催します。また、乳児家庭全戸訪問等の家庭訪問等を実施し、相談体制の充実を図ります。

②　子どもの健やかな発達の促進

親が主体的に健康づくりや子育てに取り組むために、子どもの健康や発達について理解を深めるよう、乳幼児健康診査や定期健康相談等の内容の充実を図り、さらに、父親の子育ての参加意識と理解を深めます。

③　医療体制の整備と各種予防対策

救急医療体制として、在宅当番医診療や休日・夜間急患診療、病院群輪番制診療が行われており、必要時に医療が受けられる体制の整備に努め、町広報誌やホームページにより周知に努めます。また、疾病予防のための各種予防接種が適切な時期に行えるよう、情報提供を行います。

④　不妊・不育相談の推進

不妊・不育治療を受けるケースが増加していることを受け、不妊・不育に関する相談の情報提供を行います。治療にかかる経済的負担を軽減するために、不妊・不育治療費の助成を行います。

〔主な事業〕

No.	事業名	担当課	概要
19	子育て世代包括支援センター事業（母子保健型）	健康推進課	「妊娠・出産・子育て総合相談」として、主に妊娠中のお母さんと就学前のお子さんの保護者を対象に、保健師・助産師等の専門職が様々な相談に応じます。
20	母子健康手帳の交付	健康推進課	母と子の一貫した健康状態を記録するため、妊娠届提出時に母子健康手帳を交付します。 また、本町では外国籍住民が多いため、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語、中国語、インドネシア語、韓国語、英語、ベトナム語の外国語版の母子健康手帳を交付します。

No.	事業名	担当課	概要
21	妊婦訪問指導・各種相談	健康推進課	妊娠届出時の面接や医療機関からの連絡等により、支援が必要と思われる妊婦に対し、助産師等が訪問して、妊婦の生活指導や精神的支援を行うとともに、異常の発生予防あるいは早期発見に努め、より正常な妊娠・分娩経過をたどれるように支援します。
22	妊婦健康診査	健康推進課	妊婦健康診査にかかる費用の一部を負担し、妊娠中の定期的な健診の受診を促します。
23	マタニティセミナー	健康推進課	初妊婦とその夫を対象としたマタニティセミナーを実施します。
24	マタニティグッズの配布	健康推進課	母子健康手帳交付時にマタニティマーク※の入ったグッズを配布し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進します。
25	父親への育児教育の推進	健康推進課	父子健康手帳の配布や、マタニティセミナーへの夫の参加促進をすることにより、父親としての自覚を促し、子育て意識の高揚に努めます。
26	産婦健康診査	健康推進課	産後間もないお母さんの健康管理や授乳・育児のサポートのため、産後２週間と産後１か月の時に、出産した医療機関において実施されている産婦健康診査の費用の一部を助成します。
27	産後ケア事業	健康推進課	授乳についての不安がある方、赤ちゃんとの関わり方について学びたい方を対象（主に産後４か月までのお母さんと生後４か月までの赤ちゃん）に、赤ちゃんとのふれあい遊び、授乳ケア、育児相談、栄養相談を行う教室を開催します。
28	特定不妊治療費助成事業	健康推進課	不妊に悩む夫婦の経済的な負担の軽減を図るため、医療保険の対象とならない特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の一部を助成します。

※マタニティマーク…妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。 さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取り組みや呼びかけ文を付してポスター等として掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。

No.	事業名	担当課	概要
29	不育症治療費助成事業	健康推進課	不育症が原因で子どもを持つことが困難な夫婦の経済的な負担軽減を図るため、医療保険の対象とならない不育症治療に要する費用の一部を助成します。
30	新生児訪問指導	健康推進課	生後２か月位までに、保健師等が自宅に訪問し、新生児の身長・体重の計測、授乳等の育児に関するアドバイス、母親の体調確認等を行い、安定した母子関係を築くための支援を行います。
31	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	健康推進課	生後４か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する相談や情報提供を行うとともに、親子の心身の状況、養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスにつなげます。
32	育児に関する相談・訪問指導の充実	健康推進課	子どもの健やかな成長を支援し、保護者の健康の保持と育児不安の軽減を図るため、所管窓口で電話・面接による相談を行います。さらに、個別支援が必要な子とその保護者を対象に訪問指導を実施します。
33	未熟児・慢性疾患児・多胎児の育児支援	健康推進課	未熟児、慢性疾患を持つ子、双子・三つ子で生まれた子の保護者の育児不安の軽減を図るため保護者に電話・面接による相談や訪問指導を行います。
34	新生児聴覚検査	健康推進課	生まれつき耳の聞こえに問題のある赤ちゃんを早期に発見するため、生まれた医療機関で実施している新生児聴覚検査の費用の一部を助成します。
35	乳幼児健康診査	健康推進課	乳幼児の発育・発達の確認と疾病の早期発見等のため、各種健診を行います。また、未受診児訪問を実施し、健診の受診を促します。 ●４か月児健康診査・10 か月児健康診査 身長・体重測定、診察、育児・栄養相談を行います。 ●１歳６か月児健康診査 身長・体重測定、診察（内科・歯科）、育児・栄養・発達相談、歯みがき指導を行います。 ●３歳６か月児健康診査 身長・体重測定、診察（内科・歯科）、尿検査、目と耳の検査、育児・栄養・発達相談、歯みがき指導を行います。 ●未受診児訪問指導 健康診査未受診児に対して、訪問指導を実施します。

No.	事業名	担当課	概要
36	むし歯予防教室	健康推進課	１歳１か月児を対象に、むし歯予防の話、おやつの話、むし歯予防のための歯みがき指導、フッ素入りジェルの配布を行います。
37	２歳児歯科健診（２歳１か月、２歳７か月）	健康推進課	歯科検診と歯みがき指導、フッ素（またはむし歯進行止め）塗布を行い、う蝕（むし歯）予防及び口腔衛生教育を図ります。また、身長・体重測定、育児相談、栄養相談を行い、発育発達の確認を行います。
38	親子教室	健康推進課	幼児健康診査後の継続支援として、遊びを通してより良い親子関係を育み、幼児の発達にあった支援と、早期療育へつなげるため、親子教室を実施します。
39	歯科保健指導の充実	健康推進課	永久歯への生え変わりを控えた年長児を対象に、保育園・幼稚園を巡回し、永久歯の大切さと、う蝕（むし歯）予防の方法を指導し、永久歯萌出（ほうしゅつ）期歯科保健指導を実施します。
40	必要時医療が受けられる体制の整備	健康推進課	子どもの救急医療体制としては、在宅当番医診療や休日・夜間診療事業、輪番二次救急医療体制が行われており、必要時受診できるよう受診体制の整備と体制の周知に努めます。
41	予防接種の推進	健康推進課	疾病予防のための各種予防接種について、適切な時期に行えるよう情報提供を行い、接種率の向上に努めます。

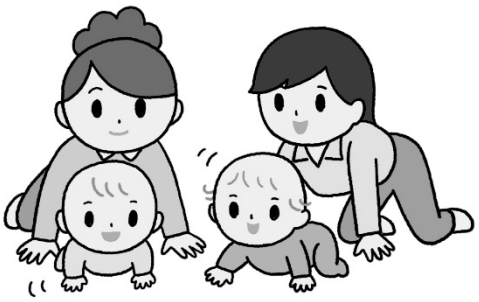

２－（２）経済的支援の推進

〔基本施策〕

① 各種医療費の助成

子どもの健全な育成支援や養育者の経済的負担を軽減するため、０歳児から中学校卒業までの児童・生徒の通院及び入院にかかった医療費のうち、保険診療分の自己負担分を助成するほか、ひとり親家庭等の医療費を助成します。

② 児童手当や各種経済的支援

児童手当や出産祝い金、育児用品購入への助成等、子育て世帯の経済的負担を軽減するための支援に努めます。

③ ひとり親家庭への自立支援

ひとり親家庭の自立と生活の安定促進のために、生活の相談や経済的支援をするとともに、ひとり親家庭の親子が地域社会で孤立することがないよう、近隣住民の理解と協力を促します。また、自立支援のために、就業に関する相談や必要な技能や知識を身につけるための情報提供の充実を図ります。

〔主な事業〕

No.	事業名	担当課	概要
42	児童手当の支給	子育て支援課	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、児童を養育している方に手当を支給することにより経済的負担の軽減を図ります。
43	児童扶養手当の支給	子育て支援課	父母の離婚、死亡等により、両親と生計を同じにしていない１８歳未満の児童を養育している家庭に対して手当を支給することにより、母子・父子家庭等の生活の安定と自立の促進を図ります。
44	各種医療費助成制度の周知	子育て支援課ほか	小児医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、障害者医療費助成事業、養育医療、育成医療、小児慢性特定疾患医療、自立支援医療制度等により、医療費の負担軽減を図るための支援制度があり、これらの制度の利用について、対象者への周知・啓発に努めます。
45	小児医療費助成事業	子育て支援課	０歳児から中学校卒業までの児童・生徒の通院及び入院にかかった費用のうち、保険診療分の自己負担分を助成します。（所得制限なし）

No.	事業名	担当課	概要
46	赤ちゃん育児用品購入助成券支給事業	子育て支援課	２歳未満の子どもを養育している世帯に対して、町内協力店舗で利用できる助成券を交付し、経済的な支援を行います。
47	出産祝い金支給事業	子育て支援課	子どもを出産した世帯にお祝い金を支給し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。
48	私設保育施設入所児助成事業	子育て支援課	町内に住所を有し、私設保育施設に３歳未満の子どもが入所している世帯（住民税非課税世帯を除く）に、助成金を交付し、経済的負担の軽減を図ります。
49	要保護・準要保護児童生徒就学援助費助成	教育総務課	経済的に困窮している小・中学校に就学する児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な費用を援助することにより、等しく教育を受ける機会を設け、義務教育の充実に努めます。
50	幼児教育・保育の無償化	子育て支援課	幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する３歳から５歳までのすべての子ども及び０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもの利用料を無償とすることにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
51	実費徴収に係る補足給付事業	子育て支援課	認定こども園や幼稚園等において実費徴収を行うことができることとされている、食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得者世帯を対象に費用の一部を補助します。
52	母子・寡婦福祉資金貸付制度の周知	福祉支援課	母子家庭及び寡婦家庭の生活の安定と、その児童や家族の福祉の向上を図るため、県では母子・寡婦福祉資金の貸付を行っており、この制度の利用について、対象者への周知・啓発に努めます。
53	ひとり親家庭等医療費助成事業	子育て支援課	ひとり親家庭、養育者家庭に対し、保険対象となる医療費の自己負担分について助成します。（年齢・所得制限あり）
54	上水道基本料金の助成	福祉支援課	児童扶養手当等受給世帯（町営水道使用世帯）について、水道料金の基本料金とその消費税分を町が助成します。
55	母子・父子家庭等福祉手当の支給	福祉支援課	義務教育修了前の児童・生徒と同居し、扶養しているひとり親家庭に対して手当を支給し、ひとり親家庭の経済的支援に努めます。
56	母子・父子家庭生活援助費の助成	福祉支援課	ひとり親家庭に対してホームヘルプサービスの利用料金を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。
57	支援施策・制度の情報提供の充実	子育て支援課ほか	ひとり親家庭等の支援施策・制度についての情報を容易に入手しやすく分かりやすく提供します。
58	必要な援護制度の検討	福祉支援課	ひとり親家庭の実態やニーズの把握に努め、必要な援護制度を検討していきます。

２－（３）　障がい児施策の充実

〔基本施策〕

① ともに生きる環境の整備促進

本人や保護者の希望に沿いながら、障がい児と健常児が、ともに保育・教育を受けることができる環境を整備します。地域において障がいの有無に関わらず、お互いに特別に区別されないことが当たり前であるというノーマライゼーション※の考え方を一般に浸透させるとともに、障がい児を支えるボランティア活動の活発化を促します。

また、相談窓口の PR・周知をさらに推進し、保護者、学校、行政、専門機関等が本人の意思を尊重しながら、地域全体で支援できる体制づくりに努めます。

② 発達障がいへの対応

障がいの見極めや療育指導に配慮の必要な発達障がいについて、情報の提供や相談体制の整備を図るとともに、療育や生活支援サービスの整備に努めます。

また、子どもに関わるすべての関係機関との連携を図り、相談から支援へとつなげていく体制の強化を図ります。

③ 経済的負担の軽減と自立への支援

特別支援教育就学奨励費や特別児童扶養手当等により、経済的負担の軽減を図ります。また、子どもたちの将来の自立に向けた支援を推進していきます。

〔主な事業〕

No.	事業名	担当課	概要
59	相談事業	教育開発センターほか	教育相談は教育相談員が、健康相談は保健師が相談に応じます。また、必要に応じて専門機関を紹介します。
60	相談機能の充実	福祉支援課	子どもの障がいを理解し、自信を持って育児を進められるように、親へのカウンセリング、制度利用等についての情報提供、家庭で起こる様々な問題の解決等、親や家族に寄り添って支援する「相談機能」の充実を図ります。

※ノーマライゼーション…障がいのある人等を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も、大人も子どもも、高齢者も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活ができる社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方。

No.	事業名	担当課	概要
61	児童発達支援センター「ひまわりの家」の充実	福祉支援課	子どもの生きていく力を育むため、機能訓練士・臨床心理士との連携を深め、訓練で得た力を実生活に使える能力にしていくことができるよう療育機能の質の向上を図る等、地域療育支援の拠点となることを目指します。
62	看護介助員の派遣	指導室	医療ケアが必要な児童・生徒に対し、健康の保持増進及び安全な学習環境を整備するために、必要に応じ看護介助員を小・中学校に派遣します。
63	マイサポートブックの配布	福祉支援課	保護者が障がいの理解を深め、我が子が適切な環境の中で生活できるよう児童の発育、発達を経年的に記録できる「マイサポートブック」を配布し、スムーズな相談・関係機関連携が図られるよう支援します。
64	特別支援教育就学奨励費の支給	教育総務課	特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の所得に応じ、就学に必要な経費の一部を支給します。
65	特別児童扶養手当の支給	子育て支援課	精神又は身体に障がいを有する20歳未満の児童を養育している家庭に対して手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ります。
66	特別支援教育費補助事業	子育て支援課	総合保育を実施する町内私立幼稚園の設置者に対し、補助金を交付します。

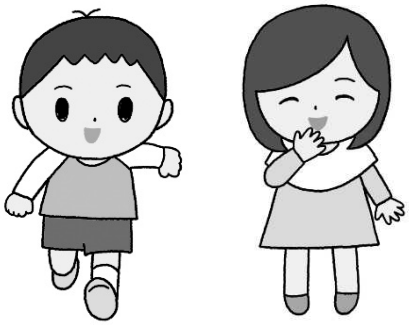

２－（４）思春期の保健教育の充実

〔基本施策〕

① 思春期における保健教育の充実

適切な性に関する知識を普及するために、小・中学校における性教育の充実を図り、生命の誕生や人の命の大切さを学ぶ教育を推進し、次代の親となるための自覚、意識を啓発していきます。

② 薬物乱用、インターネットトラブルの防止

喫煙・飲酒・薬物乱用による心身の健康への悪影響を理解させるため、中学校において専門家等による薬物乱用防止教室を開催します。

また、急速に広がるスマートフォンやSNS※（ソーシャルネットワーキングサービス）等の正しい活用方法やトラブル防止のための啓発活動を行います。

〔主な事業〕

No.	事業名	担当課	概要
67	保健教育の充実	指導室	生命の尊さをしっかりと学べるよう、教材や指導方法の工夫により、保健教育の充実を図ります。
68	薬物乱用防止教育の推進	指導室	小・中学校の保健学習において指導法の工夫を図るほか、中学校において警察署員等を講師として講演会を開催し、生徒に薬物乱用防止を啓発します。
69	情報教育の推進	指導室	インターネット等を活用した情報機器や携帯端末の普及・進展に対応し、正しい活用方法やトラブル防止のための学習、啓発等に取り組みます。

※SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）…インターネットを利用して人と人とのコミュニケーションを促進し、趣味、職業、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供するサービス。

3　子どもがいきいきと成長できる環境をつくる

３－（１）子どもの居場所・遊び場の確保

〔基本施策〕

①　放課後の子どもの居場所づくり

放課後を安全・安心に過ごすことができ、異なる年齢の児童が遊び等の体験を通して連帯性や協調性、責任感を養うことができるよう、放課後の居場所を提供します。また、すべての児童が多様な体験・交流活動を行うことができるよう、国が平成 30 年９月に策定した「新・放課後子ども総合プラン」※に基づき、「放課後児童クラブ」と「かわせみ広場」の一体的または連携による実施を推進します。

②　安心して遊べる公園の整備

子どもの外遊びや集団遊びを助長し、また、地域の交流やふれあいの場としても利用されることを想定して、身近な公園や遊び場の整備を進めます。また、第１号公園体育館等のような屋内施設は、既存施設を有効活用しつつ、子どもたちが自由に遊び、楽しい時間を過ごせるよう施設の充実を図ります。

③　家庭や地域の教育力の向上

伝統芸能や祭り体験、ものづくり、スポーツ等、地域における住民相互のふれあいや各種行事への参画促進、家庭における保護者の幼児教育に関する意識啓発や情報提供等を通じて、地域や家庭における教育力の向上及び教育環境の健全化を促進します。

〔主な事業〕

№.	事業名	担当課	概要
70	＜再掲＞児童館の設備の充実	生涯学習課	多様化する青少年の活動ニーズに応え、地域交流の拠点の一つとしての役割を担うため、児童館の設備の充実に努めます。
71	放課後児童対策の充実	生涯学習課	国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的、または連携による実施の推進等により、すべての就学児童が安全で安心な放課後の居場所を確保できるよう、引き続き、両事業の充実に努めます。
72	安心して遊べる公園の創出	都市施設課	既設公園の維持管理等、安心して遊べる公園としての環境創出を促します。
73	家庭・地域の教育力の向上促進	生涯学習課ほか	家庭教育推進リーフレットによる啓発やＰＴＡ家庭教育学級の開催等により、家庭や地域の教育力を高める取り組みを推進します。

※「新・放課後子ども総合プラン」

次代を担う人材を育成するとともに、共働き家庭等が直面する「小１の壁」を打破するために、国では平成 26 年７月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施等を目指してきました。

さらには、近年の女性就業率の上昇等による、共働き家庭の児童の増加を踏まえ、平成 30 年９月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、引き続き共働き家庭等の「小１の壁」と「待機児童」の解消を目指すとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動の実現を目指すとしており、令和３年度末までに待機児童解消を目指す目標が掲げられています。

本町においても、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な整備を推進するために、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、すべての児童の安全・安心な居場所の確保に取り組みます。

「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取り組み

① 放課後児童クラブの令和６年度に達成されるべき目標事業量 ⇒ Ｐ74参照

② 「新・放課後子ども総合プラン」における「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室（かわせみ広場）」とは、放課後児童クラブの入所児童がかわせみ広場でのプログラムに参加できることをいいます。小学校の空き教室を活用したかわせみ広場の実施を推進し、今後はさらなる拡充に努めます。

③ かわせみ広場については、利用実態を踏まえながら、今後も継続して実施します。

④ 放課後児童クラブとかわせみ広場を一体的に実施するため、交流活動等のプログラムの内容や実施日等を検討できるよう、地域学校協働活動推進員を活用するとともに各事業従事者が連携します。

⑤ 各小学校内の教室等の活用状況について、関係部局が話し合う機会を持ち、放課後の余裕教室の活用や放課後児童クラブの円滑な運営等を推進します。

⑥ 放課後児童クラブ及びかわせみ広場の実施にあたり、子育て・福祉部局と連携して情報交換・共有を行い、児童への適切な対応を図ります。

⑦ 特別な配慮を必要とする児童の接し方等に関する研修を実施し、指導員の能力向上に努めます。

⑧ 放課後児童クラブ利用者の利用実態やニーズを踏まえ、開所時間の延長等を検討します。

⑨ 放課後児童支援員の資格取得を促進するとともに、資質向上のための研修を実施します。

⑩ 制度や事業内容等について、町のホームページや広報誌に掲載して周知を図ります。

【担当課：生涯学習課】

３－（２） 教育環境の整備

〔基本施策〕

① 学力向上と一人ひとりに応じた指導の充実

基礎学力の向上を目指して教育環境の体制を整えます。人間形成に大切な人権教育を基本に置き、子どもの長所を伸ばすため、一人ひとりのペースを大事にし、個々に応じた教育活動を推進します。

② こころの相談体制の充実

児童相談は、子どもの問題であると同時に親の問題でもあります。子どもに行動上の問題が見えたら、少しでも早く相談できるよう専門家や各機関と連携しながら、児童・生徒とその保護者への連絡や指導を行っていきます。また、気軽に相談できる窓口の充実を図ります。

③ 地域を知り愛する、体験学習の充実

子どもたちが社会に興味・関心を持ち、「生きる力」を育むために、地域の企業や福祉の現場での職業体験や、高齢者や乳幼児との交流、ボランティア活動の体験等、地域と一体になった体験学習を充実させていきます。また、地域に根ざした学習として、地域文化の継承を含め豊かな自然環境を活かした総合的な学習を一層推進します。

〔主な事業〕

No.	事業名	担当課	概要
74	インクルーシブサポーターの派遣	指導室	支援が必要な児童・生徒（障がいのある、外国につながりのある、不登校等）に対し、教育をより一層充実させるために、必要に応じインクルーシブサポーター※を小・中学校に派遣します。
75	一人ひとりのニーズに応じた教育の充実	指導室	特別支援学級に対する理解の促進を図るとともに、就学相談、外国籍等児童・生徒の指導や交流教育を促進します。
76	進路指導・キャリア教育の充実	指導室	中学２年生の一斉職場体験を行うとともに、小・中学校におけるキャリア教育を推進します。

※インクルーシブサポーター…障がい及び発達障がいのある児童・生徒、外国につながりのある児童・生徒、不登校児童・生徒、その他支援を必要とする児童・生徒を対象として学習活動面や日常生活面を援助するサポーターをいう。

No.	事業名	担当課	概要
77	学習指導等の工夫・改善	指導室	主体的・対話的で深い学びの実現に向け、言語活動の充実等、学習指導要領の趣旨を活かした授業力向上のための研修を様々な機会を通じて実施します。
78	児童・生徒指導の充実・強化	指導室	いじめ・不登校等、児童・生徒指導上の諸問題の解消に向けた取り組みを積極的に行い、家庭・地域・関係機関との連携強化を図ります。
79	健康教育・安全教育の推進	指導室	体力づくり教育、生活安全教育、性教育・薬物乱用防止等を推進します。
80	人権教育・国際教育の充実	指導室	互いを認め、支えあう人間づくりを目指し、人権教育、国際教育の充実を図ります。
81	道徳教育の推進	指導室	学力だけでなく子どもの豊かな心を育むことを目指して、道徳教育の充実を図り、自然体験・奉仕体験・社会体験活動を積極的に実施します。
82	教育施設の整備・充実	教育総務課	小・中学校の既存施設や設備の整備・拡充を図ります。
83	教育課題の把握・検討	教育開発センター	魅力ある学校づくり検討委員会を開催します。
84	各種研究・支援の充実	教育開発センター	確かな学力の充実に向けた研究・検討を推進するとともに、教育関係研究グループへの支援の充実を図ります。
85	各種情報の提供	教育開発センター	教育開発センター情報室・町ホームページ等を活用した情報提供の充実を図ります。
86	放課後学習「あすなろ教室」「ひのき教室」の実施	指導室	放課後の時間に児童・生徒の学習支援を行い、自立学習に向けた学習習慣の確立を図ります。
87	土曜寺子屋事業の実施	生涯学習課	小学３年生から中学３年生までを対象に、住民団体との協働により学習支援や体験学習を実施し、地域で子どもを育てる環境整備を推進します。

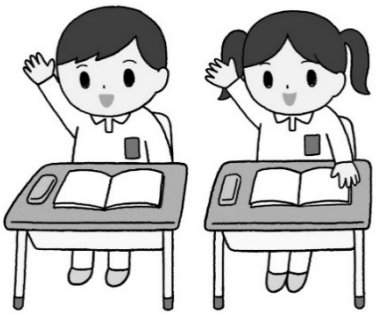

３－（３）食を通じた健康づくり

〔基本施策〕

①　食育の推進

乳幼児期から思春期までは身体を作る大切な時期であり、「食」はその基本となるものです。また、家族で食卓を囲み、家族の一体感や安心感を伝えるような食体験は子どもの心の発達にも大きく関係してきます。さらに子どもは「食」に関する様々な体験（野菜の栽培、収穫、調理等）を通じて、食べ物に対しての関心や食べることへの意欲を高めていきます。

幼児期からいろいろな食経験を積み重ねることで、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基本としての食を営む力が育まれるよう、関係機関と連携をとりながら、「食」を柱とした様々な取り組みを推進します。

② 地域の食材、郷土の味への理解

地産地消の考えを普及するために、地元産の農作物を使用した食事を通じて、食育の推進と郷土の伝統的な味への理解を促すとともに、学校給食・保育園給食においても、地元産の農作物を食材として積極的に利用します。

〔主な事業〕

No.	事業名	担当課	概要
88	保育園児の給食指導	子育て支援課	園児に対して給食を通し、健康な生活の基本としての「食を営む力」の基礎を培うよう指導します。
89	小・中学校児童・生徒対象給食指導	指導室・教育総務課	成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のために、学校給食を通じ栄養のバランスのとれた栄養豊かな食事を提供し、健康の増進、体力の向上や正しい食事のあり方、望ましい食習慣を身につけることや、好ましい人間関係の形成に向けた指導を行います。
90	保育園の保護者対象栄養指導・栄養相談	子育て支援課	栄養指導、栄養相談等を通じて、子どもにとっての適正量や味付け、調理方法等を知り、子どもが健やかに育つよう、家庭と保育園が連携して食育の推進を図ります。
91	巡回・出前栄養相談	子育て支援課ほか	地域の児童や保護者への食育の推進のため、地域に出向き巡回相談や出前栄養相談を行います。
92	学校保健と食育に関する指導の推進	指導室・教育総務課	小・中学校の安全で安心な学校給食の運営と学校保健、食育の指導を推進するとともに家庭・地域への情報発信を行います。
93	離乳食講習会・幼児食相談	健康推進課	４か月児健康診査の際に、第１子の親を対象に離乳食の進め方や試食を行います。また、１歳６か月から未就学児と親を対象に、幼児食の試食や相談を行います。

4　子育てと仕事を楽しく両立できる環境をつくる

4－（1）保育サービス等の充実

〔基本施策〕

① 多様な保育サービスの提供

保育ニーズの多様化に対応し、病児・病後児保育や延長保育、ファミリー・サポート・センター等、ニーズに沿った形で、多様な保育資源の活用、協力促進を図りながら、保育サービスの充実に努めていきます。

また、保育サービスに関する情報提供を積極的に行うとともに、相談の窓口についても周知を図ります。

② 認定こども園等の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設です。さらに、認定こども園に通っていない子どもに対しても、子育て相談や親子の集いの場の提供等の子育て支援を行っています。保護者の就労状況に関わらず入園が可能で、すべての子どもに質の高い教育・保育が提供され、保護者のニーズにも応えることができる認定こども園の普及を推進します。

また、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援する小規模保育事業や家庭的保育事業等の地域型保育事業についても普及を推進します。

〔主な事業〕

No.	事業名	担当課	概要
94	保育園の受け入れ体制の充実	子育て支援課	保育園入園希望者が増加している中で、既存園を活用し、一部施設の改修、異年齢児の合同保育等を通して、受け入れ体制を充実します。
95	延長保育の充実	子育て支援課	多様化する保育ニーズに対応するため、保育時間の延長を検討します。
96	保育士研修活動の充実	子育て支援課	乳幼児の保育に関する専門知識・技術のみならず、社会の動向把握、幅広い分野・領域の知識を習得し保育士の資質の向上を図るため、研修活動の質を高める等充実を図ります。
97	保育園施設の整備・充実	子育て支援課	園児が健康で安全に、良好な環境の中で過ごせるよう、保育ニーズ等を捉え、必要な施設整備を進めます。

No.	事業名	担当課	概要
98	私設保育施設等への支援	子育て支援課	認可保育所の役割を補うべく私設保育施設等への支援を行います。
99	一時保育事業の充実【一時預かり事業（幼稚園型以外）】	子育て支援課	保護者の通院・高齢者の介護・断続的な勤務・資格の取得等に伴う一時的な保育需要に対応するため、一時保育の充実を図ります。また、気軽に利用できるリフレッシュ支援等の保育サービスの確保に努めます。
100	認定こども園等への支援	子育て支援課	認定こども園の普及を推進するとともに、幼稚園から認定こども園へ移行する場合や小規模保育事業等の整備が円滑に進むよう支援に努めます。 また、小規模保育事業等において、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う「連携施設」の設定について支援を行い、提供体制の確保に努めます。
101	病児・病後児保育事業	子育て支援課	病児・病後児保育事業について、保護者ニーズに対応するため、実施に向けた検討を進めます。
102	ファミリー・サポート・センターの充実	子育て支援課	子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての援助をしたい人（提供会員）がお互いに助け合う事業であるファミリー・サポート・センターの活動の推進を地域のニーズに応じて行います。
103	一時預かり保育の充実【一時預かり事業（幼稚園型）】	子育て支援課	幼稚園で実施している時間外の預かり保育の利用促進を図ります。

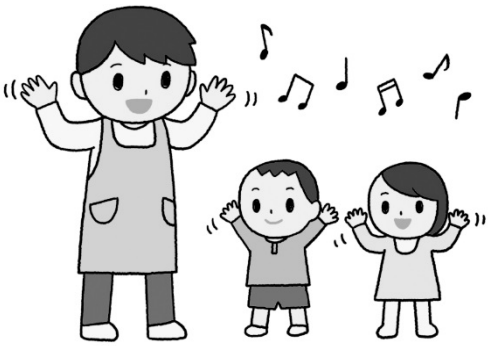

４－（２）子育てしやすい就労環境の整備

〔基本施策〕

① 働き方の見直し啓発

男女がともに子育てに参加し、仕事と両立できるよう、育児休業制度の普及を進めるとともに、労働時間の短縮等、子育てのしやすさにつながる制度の充実を企業に呼びかけていきます。

② 子育て後の就業支援

求人情報の提供、相談活動等を通じて、出産や育児のために退職した女性の再就職・再雇用を支援するとともに、企業への制度改革を呼びかけていきます。また、意識啓発により、子育てをデメリットに感じないような企業環境の創出を促します。

③ 男女共同参画に向けた意識啓発

固定的な性的役割分担意識をなくし、男女が共同して子育て等に参画できるよう、男女共同参画に向けた意識の啓発に努めます。

〔主な事業〕

No.	事業名	担当課	概要
104	労働環境制度等の情報提供	商工観光課	育児・介護休業制度、その他の労働法制度、子どもが生まれた時の育児休業給付や保険料免除制度等の仕事と子育ての両立に関する支援施策、事例等の情報を収集し、「勤労あいかわニュース」や様々な機会を通して情報の提供を図ります。
105	再就職支援の促進	商工観光課	仕事と子育ての両立に向け、働きやすい環境づくりを企業等に呼びかけるとともに、国及び他の地方公共団体等の動向を踏まえつつ、公共職業安定所との連携やインターネット等による就職情報等の提供に努めます。
106	育児休暇等の取得の促進	商工観光課	ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働時間の配分や勤務形態の普及及び女性だけでなく、男性も育児のための休暇を取得しやすい職場環境の整備等の啓発に努めます。

No.	事業名	担当課	概要
107	認定マーク（くるみんマーク等）の周知と取得の促進	商工観光課	認定マーク（くるみんマーク・プラチナくるみんマーク）※の周知を図るとともに、認定マークの取得を促進します。
108	公共職業安定所等と連携した就労支援の実施	商工観光課	就労に関する情報を提供するとともに、公共職業安定所等と連携し、子育て中の方等を対象とした就労相談事業を実施します。
109	子育て世代への啓発	健康推進課	マタニティセミナーや家庭訪問指導の際に、夫婦が共に協力して家事や子育てを行うことの大切さについて啓発します。

※認定マーク

「くるみんマーク」

次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができる子育てサポート企業の証。

「プラチナくるみんマーク」

くるみん認定を取得し、より高い水準の取り組みを行った企業が、一定の要件を満たし、申請を行うことによって優良な「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の特例認定を受けることができる子育て企業の証。

5　子どもが安全に遊び活動できるまちをつくる

５－（１）安全・安心な生活環境の整備

〔基本施策〕

① 地域の防犯体制の充実

「地域の子どもは地域で守る」という意識を高め、「犯罪のない、連帯感のある地域社会をつくる」ため、見守りや防犯指導、声かけ運動等の推進に努めます。また、子どもたちの緊急避難場所としての役割を果たす「こども110 番の家」の普及を図るとともに、地域住民をはじめ、協力者への情報提供に努めます。

また、夜間の防犯対策のために、防犯灯の不足している地域への設置、維持管理の促進を図ります。

② 交通安全･事故防止の推進

幼児から小・中学校、青年期にわたる各年代に適合した交通安全教育の充実を図り、自分の安全は自分で守るという意識を啓発します。また、自転車の交通安全についても、交通安全教室を通じて、正しいルールを身につけ、モラルの向上に努めます。

③ 防災への備えと防災教育の推進

地震や台風、集中豪雨等、自然災害の脅威は常に存在します。保育園、小・中学校、児童館等既存施設の安全確認や整備・補修を進めます。また、万一の場合の備えとして避難訓練の実施、避難経路や避難場所の確保、情報提供等の体制の充実を図ります。

〔主な事業〕

No.	事業名	担当課	概要
110	児童・生徒の安全教育の充実	指導室・ 教育開発センター	生徒・児童の安全を守るため、学校・地域と警察の橋渡し役としての「スクールサポーター制度」等を活用した安全教育を実施し、安全・安心の学校づくりに努めます。
111	地域防犯体制の充実	住民課・ 生涯学習課	子どもの安全確保のため、防犯パトロール事業等を行う地域防犯組織の育成や、地域ぐるみで実施する防犯活動の推進と「こども 110 番の家」の普及等、住民の防犯意識の高揚に努めるとともに、防犯灯の増設や防犯カメラの設置等を行い、犯罪のないまちづくりを進めます。
112	交通安全運動の推進	住民課ほか	子どもの交通事故を防止するため、通学路周辺における交通安全の推進や、交通安全意識の普及と徹底を図るため、交通安全教室の開催、交通安全推進団体の育成・強化に努めるとともに、暴走行為の追放等住民総ぐるみの交通安全運動を推進します。 また、保育園・幼稚園児、新入学児童への交通安全啓発事業を推進します。

No.	事業名	担当課	概要
113	交通事故の未然防止	住民課ほか	安全対策を図るため、効果的な交通規制や交通安全施設の整備について関係機関に要望し、また、円滑な交通の妨げとなる路上駐車の追放に向け、警察署と連携し、指導強化に努めます。
114	自転車の安全利用の推進	住民課	自転車の安全利用を推進するため、幼児・児童の自転車乗車時のヘルメットの着用や、幼児二人同乗用自転車の周知・情報提供に取り組むとともに、自転車交通安全教室を実施し、交通ルールの遵守やマナーの向上を図ります。また、令和元年 10 月から神奈川県内において、自転車を利用する場合は、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されたため、周知を図ります。
115	交通事故の被害軽減	住民課	自動車に乗車中の乳児を交通事故から守るため、チャイルドシートの装着を促進し、交通事故に遭った際の被害の軽減を図ります。
116	防災意識の向上に向けた取り組み	関係各課	保育所においては毎月１回、小・中学校においては年 2 回から 3 回程度、災害を想定した避難訓練を行っています。また、小学生ＢＬＳ授業※や、中学生での普通救命講習、町の災害ボランティア団体による防災・減災教室を通じ、防災意識の向上に努めます。

※ＢＬＳ授業…BLS とは、Basic-Life-Support の略語で「その場に居合わせた人による一次救命処置」といい、児童は授業を通じて命の大切さを学ぶ授業。心肺停止患者が発生した想定でロールプレイを実施する。

５－（２）子育てバリアフリーの促進

〔基本施策〕

① 公共施設等のバリアフリー化の推進

子ども連れやベビーカーでも安心して歩けるよう、ユニバーサルデザイン※ 化及び既存歩道の拡幅や段差解消等、公共施設のバリアフリー化を推進します。また、商業施設等の男女トイレにベビーシートやベビーキープ等の設置のほか、託児スペースの確保等、子育て支援設備の普及を促進するとともに、地域で互いが助け合うことができる「心のバリアフリー」を推進します。

② 健全な子育ての支援

地域との連帯により、子どもに対するいじめや虐待の兆候等の早期発見に努めます。また、保健師等による訪問指導の強化をはじめ、主任児童委員や児童相談所との連携により早期・的確な対応を図ります。

また、子どものSOS 発信を見逃さないよう、乳幼児健診や、子育て支援センター、保育園、幼稚園、学校等が連携して、虐待の未然防止、早期発見に努めます。

〔主な事業〕

No.	事業名	担当課	概要
117	公共施設等のバリアフリー化	関係各課	妊産婦、乳幼児連れの方等、すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共施設の建築物におけるユニバーサルデザイン化や段差解消等のバリアフリー化を推進します。
118	子育てにやさしいトイレ等の整備	関係各課	公共施設等において、子どもサイズの便器、手洗い場等のトイレ整備やベビーベッド、授乳室の整備等安心して利用できる施設整備を推進します。
119	児童虐待防止ネットワークの推進	子育て支援課ほか	児童虐待の早期発見及び未然・再発防止、所在不明児の対応等、児童相談所や保健福祉事務所をはじめとする福祉・保健・医療・教育・警察等の関係機関を構成員として設置している要保護児童等対策連絡協議会により児童虐待の防止に努めます。また、それぞれの特性を生かしながら、児童及び保護者への支援と適切なフォローを実施するとともに、迅速かつ適切な対応が行えるよう、ネットワークの強化・充実を図ります。

※ユニバーサルデザイン…障がいのある人や高齢者、外国人、男女等の違いを超えて、すべての人にとって暮らしやすいまちづくり・ものづくり・環境づくりを行っていこうとする考え方。「バリアフリー（障がいを取り除く）」を行うだけでなく、はじめから利用しやすいものをつくっていこうとするもの。

6　子どもが夢や希望を持って成長できる環境をつくる（子どもの貧困対策推進計画）

６－（１）生活支援の推進

〔基本施策〕

①　妊娠・出産期における支援の充実

心身ともに健やかな妊娠・出産期を過ごせるように、妊娠による母体の変化や胎児の成長について正しい理解を深めるため、妊婦訪問指導や乳児家庭全戸訪問事業等を実施し、相談体制の充実を図ります。

②　保護者への経済的支援

家庭の生活の基礎を支えるため、状況に応じた各種手当の支給や助成、サービス利用料の減額・免除等の経済的な支援に努めます。

③　生活環境向上への支援

子どもと保護者が、社会的に孤立することなく、必要な支援を受けられるよう、生活上の様々な問題に関する相談・支援に取り組むとともに、子どもの将来の社会的・経済的自立を支援します。

保護者の自立と生活の安定を図るため、就職情報の提供等保護者の就労を支援します。

〔主な事業〕＜再掲＞№.（　）は、施策 1～5 の事業№.を記載

№.	事業名	担当課	概要
120 (4)	家庭児童相談・教育相談 1-(1)	子育て支援課・教育開発センター	家庭における児童の養育や人間関係、学校生活の悩みや問題等に関する相談を専門の相談員が対応できる体制を整備して、相談者とともにその解決方法を探ります。
121 (19)	子育て世代包括支援センター事業（母子保健型） 2-(1)	健康推進課	「妊娠・出産・子育て総合相談」として、主に妊娠中のお母さんと就学前のお子さんの保護者を対象に、保健師・助産師等の専門職が様々な相談に応じます。
122 (21)	妊婦訪問指導・各種相談 2-(1)	健康推進課	妊娠届出時の面接や医療機関からの連絡等により、支援が必要と思われる妊婦に対し、助産師等が訪問して、妊婦の生活指導や精神的支援を行うとともに、異常の発生予防あるいは早期発見に努め、より正常な妊娠・分娩経過をたどれるように支援します。

No.	事業名	担当課	概要
123 (31)	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業） 2-(1)	健康推進課	生後４か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する相談や情報提供を行うとともに、親子の心身の状況、養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスにつなげます。
124 (42)	児童手当の支給 2-(2)	子育て支援課	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、児童を養育している方に手当を支給することにより経済的負担の軽減を図ります。
125 (43)	児童扶養手当の支給 2-(2)	子育て支援課	父母の離婚、死亡等により、両親と生計を同じにしていない１８歳未満の児童を養育している家庭に対して手当を支給することにより、母子・父子家庭等の生活の安定と自立の促進を図ります。
126 (44)	各種医療費助成制度の周知 2-(2)	子育て支援課ほか	小児医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、障害者医療費助成事業、養育医療、育成医療、小児慢性特定疾患医療、自立支援医療制度等により、医療費の負担軽減を図るための支援制度があり、これらの制度の利用について、対象者への周知・啓発に努めます。
127 (45)	小児医療費助成事業 2-(2)	子育て支援課	０歳児から中学校卒業までの児童・生徒の通院及び入院にかかった費用のうち、保険診療分の自己負担分を助成します。（所得制限なし）
128 (50)	幼児教育・保育の無償化 2-(2)	子育て支援課	幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する３歳から５歳までのすべての子ども及び０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもの利用料を無償とすることにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
129 (51)	実費徴収に係る補足給付事業 2-(2)	子育て支援課	認定こども園や幼稚園等において実費徴収を行うことができることとされている、食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得者世帯を対象に費用の一部を補助します。
130 (52)	母子・寡婦福祉資金貸付制度の周知 2-(2)	福祉支援課	母子家庭及び寡婦家庭の生活の安定と、その児童や家族の福祉の向上を図るため、県では母子・寡婦福祉資金の貸付を行っており、この制度の利用について、対象者への周知・啓発に努めます。
131 (53)	ひとり親家庭等医療費助成事業 2-(2)	子育て支援課	ひとり親家庭、養育者家庭に対し、保険対象となる医療費の自己負担分について助成します。（年齢・所得制限あり）

No.	事業名	担当課	概要
132 (54)	上水道基本料金の助成 2-(2)	福祉支援課	児童扶養手当等受給世帯（町営水道使用世帯）について、水道料金の基本料金とその消費税分を町が助成します。
133 (55)	母子・父子家庭等福祉手当の支給 2-(2)	福祉支援課	義務教育修了前の児童・生徒と同居し、扶養しているひとり親家庭に対して手当を支給し、ひとり親家庭の経済的支援に努めます。
134 (56)	母子・父子家庭生活援助費の助成 2-(2)	福祉支援課	ひとり親家庭に対してホームヘルプサービスの利用料金を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。
135 (57)	支援施策・制度の情報提供の充実 2-(2)	子育て支援課ほか	ひとり親家庭等の支援施策・制度についての情報を容易に入手しやすく分かりやすく提供します。
136 (58)	必要な援護制度の検討 2-(2)	福祉支援課	ひとり親家庭の実態やニーズの把握に努め、必要な援護制度を検討していきます。
137 (65)	特別児童扶養手当の支給 2-(3)	子育て支援課	精神又は身体に障がいを有する20歳未満の児童を養育している家庭に対して手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ります。
138 (71)	放課後児童対策の充実 3-(1)	生涯学習課	国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的、または連携による実施の推進等により、すべての就学児童が安全で安心な放課後の居場所を確保できるよう、引き続き、両事業の充実に努めます。
139 (94)	保育園の受け入れ体制の充実 4-(1)	子育て支援課	保育園入園希望者が増加している中で、既存園を活用し、一部施設の改修、異年齢児の合同保育等を通して、受け入れ体制を充実します。
140 (105)	再就職支援の促進 4-(2)	商工観光課	仕事と子育ての両立に向け、働きやすい環境づくりを企業等に呼びかけるとともに、国及び他の地方公共団体等の動向を踏まえつつ、公共職業安定所との連携やインターネット等による就職情報等の提供に努めます。
141 (119)	児童虐待防止ネットワークの推進 5-(2)	子育て支援課ほか	児童虐待の早期発見及び未然・再発防止、所在不明児の対応等、児童相談所や保健福祉事務所をはじめとする福祉・保健・医療・教育・警察等の関係機関を構成員として設置している要保護児童等対策連絡協議会により児童虐待の防止に努めます。また、それぞれの特性を生かしながら、児童及び保護者への支援と適切なフォローを実施するとともに、迅速かつ適切な対応が行えるよう、ネットワークの強化・充実を図ります。

６－（２） 教育支援の推進

〔基本施策〕

① 学校をプラットホームとした総合的な支援

家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、就学や学習の支援、教育費の援助、進学の支援等に取り組みます。

〔主な事業〕＜再掲＞№.（　）は、施策１～５の事業№.を記載

№.	事業名	担当課	概要
142 (16)	教育相談関連事業の充実 1-(3)	教育開発センター	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による児童・生徒のカウンセリングや保護者、教職員からの相談に応じます。
143 (49)	要保護・準要保護児童生徒就学援助費助成 2-(2)	教育総務課	経済的に困窮している小・中学校に就学する児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な費用を援助することにより、等しく教育を受ける機会を設け、義務教育の充実に努めます。
144 (64)	特別支援教育就学奨励費の支給 2-(3)	教育総務課	特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の所得に応じ、就学に必要な経費の一部を支給します。
145 (75)	一人ひとりのニーズに応じた教育の充実 3-(2)	指導室	特別支援学級に対する理解の促進を図るとともに、就学相談、外国籍等児童・生徒の指導や交流教育を促進します。
146 (76)	進路指導・キャリア教育の充実 3-(2)	指導室	中学２年生の一斉職場体験を行うとともに、小・中学校におけるキャリア教育を推進します。
147 (86)	放課後学習「あすなろ教室」「ひのき教室」の実施 3-(2)	指導室	放課後の時間に児童・生徒の学習支援を行い、自立学習に向けた学習習慣の確立を図ります。
148 (87)	土曜寺子屋事業の実施 3-(2)	生涯学習課	小学３年生から中学３年生までを対象に、住民団体との協働により学習支援や体験学習を実施し、地域で子どもを育てる環境整備を推進します。

第２章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策
（子ども・子育て支援事業計画）

1　教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として「教育・保育提供区域」を設定することとしています。第１期計画から引き続き、町全体を１区域として設定し、「幼児期の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の計画期間の必要量の見込みと確保の内容を定めます。

2　教育・保育の認定について

子ども・子育て支援法では、教育・保育に関する施設等の利用にあたって、保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があり、保護者の申請を受けた市町村が保育の必要性を認定した上で、給付費を支給する仕組みとなっています。認定区分は次の１号～３号の区分で行われます。

【教育・保育の認定区分】

認定区分	対象者	利用先	区域
１号認定	満 3 歳以上で教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども	幼稚園、認定こども園	町内全域
２号認定	満３歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育所、認定こども園	
３号認定	満３歳未満で保育の必要性の認定を受けた子ども	保育所、認定こども園、小規模保育等	

3　「量の見込み」等を算出する項目

【事業の一覧】

区分	対象施設・事業
施設型給付	幼稚園・認定こども園・保育園
地域型給付	小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育
子育てのための施設等利用給付	幼稚園（私学助成）・幼稚園における預かり保育・認可外保育施設等

【地域子ども・子育て支援事業】

事業名	区域
①利用者支援事業（子育て世代包括支援センター事業　基本型・母子保健型）	町内全域
②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	
③妊婦健康診査	
④乳児家庭全戸訪問事業	
⑤養育支援訪問事業	
⑥子育て短期支援事業	
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
⑧一時預かり事業（幼稚園における在園児対象、保育所その他の場所での一時預かり）	
⑨延長保育事業	
⑩病児保育事業	
⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

4　人口推計について

子ども・子育て支援事業の計画期間の必要量の見込みを算出するため、計画期間における０歳から１１歳までの子どもの人口を、平成 27 年から平成 31 年までの各年４月１日現在の住民基本台帳を基に、コーホート変化率法※により推計しています。

（単位：人）

年齢	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
０歳	207	201	195	188	183
１歳	221	215	209	203	196
２歳	217	227	221	214	208
３歳	235	219	230	223	217
４歳	242	235	218	229	223
５歳	284	248	241	224	235
６歳	267	283	247	240	223
７歳	277	269	285	249	242
８歳	289	278	270	286	250
９歳	290	291	280	272	288
10 歳	319	290	291	279	272
11 歳	305	320	291	292	281

※コーホート変化率法…各年齢にについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

5　教育・保育の量の見込みと確保の方策

【量の見込みと確保の内容】　（単位：人）

			１号認定	２号認定	３号認定	
			３-５歳		０歳	１-２歳
令和２年度	①必要量の見込み		308	361	26	191
	②確保の内容	幼稚園・認定こども園・保育園	100	410	12	145
		新制度に移行しない幼稚園（私学助成）	231	—	—	—
		小規模保育	—	—	15	38
		幼稚園における預かり保育	—	—	—	12
		企業主導型保育施設（地域枠）	—	—	3	3
		合計	331	410	30	198
	過不足②-①		23	49	4	7
令和３年度	①必要量の見込み		284	333	27	201
	②確保の内容	幼稚園・認定こども園・保育園	100	404	12	151
		新制度に移行しない幼稚園（私学助成）	226	—	—	—
		小規模保育	—	—	15	38
		幼稚園における預かり保育	—	—	—	12
		企業主導型保育施設（地域枠）	—	—	3	3
		合計	326	404	30	204
	過不足②-①		42	71	3	3
令和４年度	①必要量の見込み		279	327	28	204
	②確保の内容	幼稚園・認定こども園・保育園	173	391	13	167
		新制度に移行しない幼稚園（私学助成）	121	—	—	—
		小規模保育	—	—	15	38
		幼稚園における預かり保育	—	—	—	—
		企業主導型保育施設（地域枠）	—	—	3	3
		合計	294	391	31	208
	過不足②-①		15	64	3	4
令和５年度	①必要量の見込み		273	321	29	207
	②確保の内容	幼稚園・認定こども園・保育園	173	385	13	173
		新制度に移行しない幼稚園（私学助成）	121	—	—	—
		小規模保育	—	—	15	38
		幼稚園における預かり保育	—	—	—	—
		企業主導型保育施設（地域枠）	—	—	3	3
		合計	294	385	31	214
	過不足②-①		21	64	2	7
令和６年度	①必要量の見込み		273	320	30	208
	②確保の内容	幼稚園・認定こども園・保育園	173	382	16	173
		新制度に移行しない幼稚園（私学助成）	121	—	—	—
		小規模保育	—	—	15	38
		幼稚園における預かり保育	—	—	—	—
		企業主導型保育施設（地域枠）	—	—	3	3
		合計	294	382	.34	214
	過不足②-①		21	62	4	6

算出方法	必要量：１号認定、２号認定はニーズ調査による推計値 ３号認定は年齢別人口推計に、令和元年度の実績値に直近５年間の伸び率を乗じた。 確保の内容：令和４年度に私学助成幼稚園１園の認定こども園移行を見込む。

【０～２歳児童の保育利用率】

区　分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
推計人口（0～2 歳）	645	643	625	605	587
確保の内容（定員数）	228	234	239	245	248
保育利用率	35.3%	36.4%	38.2%	40.5%	42.2%

6　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援の充実のため、「子ども・子育て支援法」第 59 条に定められた次の 13 事業を、地域の実情に応じて行います。

①利用者支援事業

お子さんとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供や子育てについての相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

子育て世代包括支援センター事業（基本型）　（単位：箇所）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施箇所数	―	―	―	1	1
算出方法	令和５年度から１か所の設置を見込む。				

子育て世代包括支援センター事業（母子保健型）　（単位：箇所）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施箇所数（健康プラザ）	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

お子さん（主に乳幼児）とその保護者の交流の場の提供と、子育てについての相談、親子遊びの催し等の子育て支援を目的とした事業です。

（単位：年間延べ人数）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施箇所数	1	1	1	1	1
必要量の見込み	14,506	13,726	13,263	12,787	12,456
確保量	15,840	15,840	15,840	15,840	15,840
算出方法	必要量：直近５か年の利用実績に人口推計の増減率を乗じた。 確保量：年間受入可能延べ人数				

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査・計測、保健指導を実施するとともに、妊婦期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
必要量の見込み	207	201	195	188	183
確保量	207	201	195	188	183
算出方法	０歳児の人口推計を妊婦数と見込む。				

④乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までのお子さんのいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
必要量の見込み	207	201	195	188	183
確保量	207	201	195	188	183
算出方法	０歳児の人口推計を使用した。				

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
必要量の見込み	20	20	19	19	18
確保量	20	20	19	19	18
算出方法	直近５か年の訪問実績から、０歳児の人口推計の１割とした。				

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となったお子さんを対象に児童養護施設等で必要な保護を行う事業です。ニーズ調査の結果、ニーズはありませんでしたが、事業実施のための研究を進めます。

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
必要量の見込み	0	0	0	0	0
確保量	―	―	―	―	―

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て中の保護者で、お子さんの預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

（単位：年間延べ人数）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
必要量の見込み	22	22	22	22	22
確保量	22	22	22	22	22
算出方法	直近５か年の利用実績から推計した。				

⑧一時預かり事業

就労、冠婚葬祭、病気、育児中のリフレッシュ等、保護者の事情で一時的に家庭での保育が困難になった場合、幼稚園、保育所等において、一時的にお子さんを預かる事業です。

【幼稚園型】

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）　（単位：年間延べ人数）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
必要量の見込み		12,633	11,654	11,439	11,223	11,206
	１号認定	1,170	1,080	1,060	1,040	1,038
	２号認定	11,463	10,574	10,379	10,183	10,168
確保量		12,633	11,654	11,439	11,223	11,206
算出方法		必要量：ニーズ調査による推計値を使用した。				

【幼稚園型以外】

保育所その他の場所での一時預かり（ﾄﾜｲﾗｲﾄｽﾃｲ、ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰの未就学児の利用を含む）

（単位：年間延べ人数）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
必要量の見込み	1,825	1,825	1,825	1,825	1,825
確保量	1,825	1,825	1,825	1,825	1,825
算出方法	直近５か年の利用実績から推計した。				

⑨延長保育事業

通常の保育時間（11 時間）の前後に、保育所等において保育を実施する事業です。多様化する保育ニーズに対応するため、保育時間の延長を検討します。

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
必要量の見込み	43	41	41	39	39
確保量	0	0	41	41	41
算出方法	必要量：ニーズ調査による推計値を使用した。 確保量：令和４年度実施に向けて検討します。				

⑩病児保育事業

病気や病気の回復期にあるお子さんを対象に、保育所等での集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない場合に病院・保育所等で一時的に保育する事業です。保護者のニーズに対応するため、実施に向けた検討を進めます。

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
必要量の見込み	9	9	9	9	8
確保量（施設数）	0	0	0	1	1
算出方法	必要量：ニーズ調査による推計値を使用した。 確保量（施設数）：計画期間において、病児保育事業を検討します。				

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

仕事等により、昼間保護者が家庭にいない小学生のお子さんを対象に、授業の終了後等に遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

（単位：人）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
必要量の見込み		226	228	218	208	196
	１年生	93	99	86	84	78
	２年生	72	70	74	65	63
	３年生	38	36	35	37	33
	４年生	17	17	17	16	17
	５年生	6	6	6	6	5
	６年生	0	0	0	0	0
確保量		220	220	220	220	220
算出方法		必要量：年齢別推計人口に、直近３か年の学年別放課後児童クラブ入所申請率の平均を乗じた。 確保量：放課後児童クラブの定員数				

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園や保育所等に対して保護者が支払うべき、食事の提供に要する費用及び日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
必要量の見込み	50	50	50	50	50
確保量	50	50	50	50	50
算出方法	町内幼稚園３園の補足給付事業対象者数を合計 50 人と見込む。				

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

認定こども園や保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

施設の利用状況を踏まえ、必要に応じて施設の設置又は運営を促進するとともに保育の質を確保します。

7　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の負担軽減や利便性等を考慮し、公正かつ適正な給付を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の情報提供や、指導監査等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、県との連携を図ります。

第４部　計画の推進

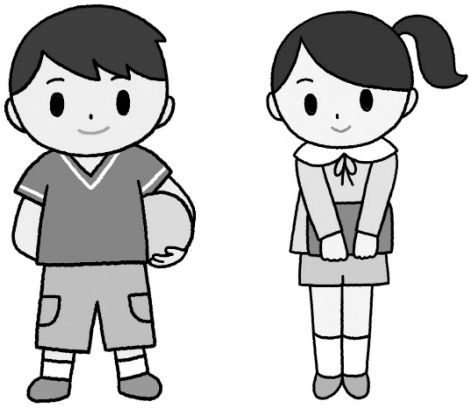

第１章　計画の推進体制

１　計画推進・進行管理体制の整備

本計画が目標の実現に向かって着実に推進されるよう、庁内の連携及び町民との協働による計画の推進及び進行管理のための体制を整備することが重要です。

（１）体制の整備

①庁内関係部門との連携

本計画の推進にあたっては、保健・福祉分野の所管部門だけでなく、教育、環境、まちづくり等、庁内の幅広い分野における関係部門との連携を図ります。

②計画推進組織の運営

本計画に基づく施策・事業の進捗状況のチェック及び実施後の施策の評価、推進を行う子ども・子育て会議を運営し、庁内組織との連携のもとに検討を行うほか、必要に応じた計画の見直し等を行います。

③計画の普及と全町的な取り組みの促進

本計画の目標や施策の内容等について、広く町民に情報提供するとともに協働による計画の推進に努めます。

２　関係機関相互の連携促進

本計画の推進は、まちづくりのあらゆる要素を含んだ活動全般の活性化が必要であり、計画目標の実現のためには行政だけでなく、各種の関係機関・団体等との相互連携が不可欠です。

このため、子どもに関する各種情報の共有や研究活動の推進、サービスを提供する民間事業者の育成等に努める必要があります。

（１）組織・団体の連携

①子ども関連組織・団体のネットワーク化の促進

町内にある子どもや子育てにかかわる組織や団体について、その活動内容等の把握及び情報の整理を行い、事業を展開する上で連携が図りやすい体制づくりに努めます。

資　料　編

1　あいかわ子ども・子育てプラン（第２期）策定経過

年月日	内　容
平成 30 年８月９日	平成 30 年度第１回愛川町子ども・子育て会議 ・あいかわ子ども・子育てプラン（第２期）の策定スケジュールについて
11 月 28 日 ～12 月 17 日	アンケートによるニーズ調査 （配布数：町民 1,200 世帯）
平成 31 年２月 14 日	平成 30 年度第２回愛川町子ども・子育て会議 ・アンケートの結果報告（速報値）について
令和元年７月 31 日	第１回愛川町次世代育成支援行動計画・子ども・子育て支援事業計画ワーキンググループ会議 ・あいかわ子ども・子育てプラン（第２期）骨子について
８月 22 日	令和元年度第１回愛川町子ども・子育て会議 ・アンケート調査結果について ・あいかわ子ども・子育てプラン（第２期）骨子について
９月 19 日	第２回愛川町次世代育成支援行動計画・子ども・子育て支援事業計画ワーキンググループ会議 ・あいかわ子ども・子育てプラン（第２期）素案について
９月 25 日	愛川町次世代育成支援行動計画・子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会 ・あいかわ子ども・子育てプラン（第２期）素案について
11 月 11 日	政策調整会議 ・あいかわ子ども・子育てプラン（第２期）策定について
11 月 18 日	行政経営会議 ・あいかわ子ども・子育てプラン（第２期）策定について
11 月 28 日	令和元年度第２回愛川町子ども・子育て会議 ・あいかわ子ども・子育てプランについて（諮問） ・あいかわ子ども・子育てプラン（第２期）（案）について
12 月 12 日	令和元年度第３回愛川町子ども・子育て会議 ・あいかわ子ども・子育てプラン（第２期）（案）の答申について
令和２年１月 14 日	政策調整会議 ・あいかわ子ども・子育てプラン（第２期）（案）の確定
１月 20 日 ～２月 10 日	パブリック・コメント（計画案の公表及び意見の募集） ・計画案、計画案（概要版）
２月 17 日	行政経営会議 ・あいかわ子ども・子育てプラン（第２期）の確定

2　諮問書・答申書

㊞

元　　愛　　子
令和元年１１月２８日

愛川町子ども・子育て会議会長　殿

愛川町長　小野澤　豊

あいかわ子ども・子育てプラン（第２期）（案）について（諮問）

あいかわ子ども・子育てプラン（第２期）（案）について、別紙のとおり策定しましたので、愛川町子ども・子育て会議条例第２条に基づき諮問いたします。

記

１　諮問事項
　あいかわ子ども・子育てプラン（第２期）（案）について

２　計画期間
　令和２年度から令和６年度まで（５か年）

（事務担当は、子育て支援課子ども福祉班）

写

令和元年１２月１８日

愛川町長　　小野澤　豊　殿

愛川町子ども・子育て会議
会長　　石　井　康　弘

あいかわ子ども・子育てプラン（第２期）（案）について（答申）

令和元年１１月２８日付け元愛子をもって諮問のあった「あいかわ子ども・子育てプラン（第２期）（案）」については、慎重に審議した結果、その内容は妥当なものと判断し、別添のとおり答申します。

なお、答申にあたり次の意見を付しますので、その趣旨を事業実施にできる限り反映されるよう要望します。

記

１　これまで推進してきた子ども・子育て施策を継承するとともに、さらなる子育て家庭に対する支援の充実を図るため、特に仕事と子育ての両立支援を含め、実効性のある計画にすること。

２　本計画の基本理念である「子どもがみんなに愛され、健やかにたくましく成長できるまちづくり」の実現に向け、子どもの最善の利益、健やかな育ちのために、地域全体で子どもと子育て家庭を応援する取り組みを進めていくこと

３　本計画の推進にあたっては、子どもたちが将来に夢と希望をもって成長できることを基本として、安心して子どもを育てることのできる環境づくりを進めていくとともに、住民ニーズ等を考慮しながら計画を着実に進めていくこと

3　子ども・子育て会議

愛川町子ども・子育て会議条例

平成25年９月27日
条例第17号

（設置）

第1条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第１項の規定に基づき、愛川町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　子育て会議は、法第 77 条第 1 項に掲げる事務を所掌する。

（組織）

第３条　子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（1）公募による町民等

（2）関係団体等の代表者

（3）関係行政機関の職員

３　委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任することができる。

（会長及び副会長）

第4条　子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条　子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条　子育て会議の庶務は、子育て支援事務主管課において処理する。

（委任）

第7条　この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成25年10月１日から施行する。

※以下略

愛川町子ども・子育て会議委員名簿

（順不同、敬称略）

選　出　区　分	氏　名	選　出　母　体
公募による町民等	榎本　愛	公募委員
	小関　智宏	公募委員
関係団体等の代表者	柿島　憲一	神奈川県内陸工業団地協同組合
	平本　悦子	愛川町子育て支援ボランティアグループ「いちごの会」
	中村　和久	町内医師会
	林　惠津子	町内歯科医師会
	諏訪部　裕子	愛川町民生委員児童委員協議会
	石井　康弘	社会福祉法人　愛川町社会福祉協議会
	大貫　伸久	町内幼稚園
	芦澤　治	愛川町立小学校長会
関係行政機関の職員	牧野　光子	神奈川県厚木児童相談所
	髙宮　聖子	神奈川県厚木保健福祉事務所

あいかわ子ども・子育てプラン（第２期）

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画（母子保健計画）
子どもの貧困対策推進計画

発行：令和２年３月　愛川町
編集：愛川町民生部子育て支援課
〒243-0392　神奈川県愛甲郡愛川町角田 251-1
電　話：046-285-2111（代表）
https://www.town.aikawa.kanagawa.jp